資料４

神通川水系
河川整備計画の点検

令和４年（2022年）９月１２日

北陸地方整備局

富山河川国道事務所

目　　次

１　河川の概要
（１）流域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（２）主要な災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２　事業概要
（１）事業の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（２）河川整備計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３　河川整備の実施に関する事項の進捗状況
（１）事業の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（２）洪水等による災害の発生の防止・軽減に関する取組・・・・・・・・・・・・ 17
（３）河川環境の整備と保全に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（４）河川の維持管理に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
４　流域の社会情勢等の変化
（１）土地利用、人口・資産等の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（２）近年の洪水等による災害の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（３）気候変動による外力の増大、洪水の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・ 30
５　地域の意向
（１）地域の要望事項及び地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
６　河川整備に関する新たな視点
（１）気候変動を踏まえた治水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
７　河川整備計画の点検の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

1. 河川の概要

（１）流域の概要

- 神通川は、その源を岐阜県高山市、川上岳（標高1,626m）に発し、岐阜県内で小鳥川等を合わせて北流し、岐阜、富山県境で高原川を合わせ、富山県内で井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ。（図1.1.1）
- 河床勾配は上流部、中流部で約1/20～1/250、河口部は緩やかになっているものの、我が国屈指の急流河川となっている。（図1.1.2）
- 常願寺川との複合扇状地により形成された下流部には、県都富山市が位置することから、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生する。（図1.1.3、図1.1.4）

水源	：	川上岳（標高1,626m）
流域面積	：	2,720km²
幹川流路延長	：	120km
直轄管理区間	：	48.1km
流域関係市町村	：	4市 [富山県] 富山市、南砺市 [岐阜県] 高山市、飛騨市
流域内人口	：	約37.3万人
想定氾濫区域内人口	：	約19万人
年平均降水量	：	富山(気象庁) 約2,400mm 高山(気象庁) 約1,800mm

（平成3年～平成28年：年平均値）

[流域図（図1.1.1）]

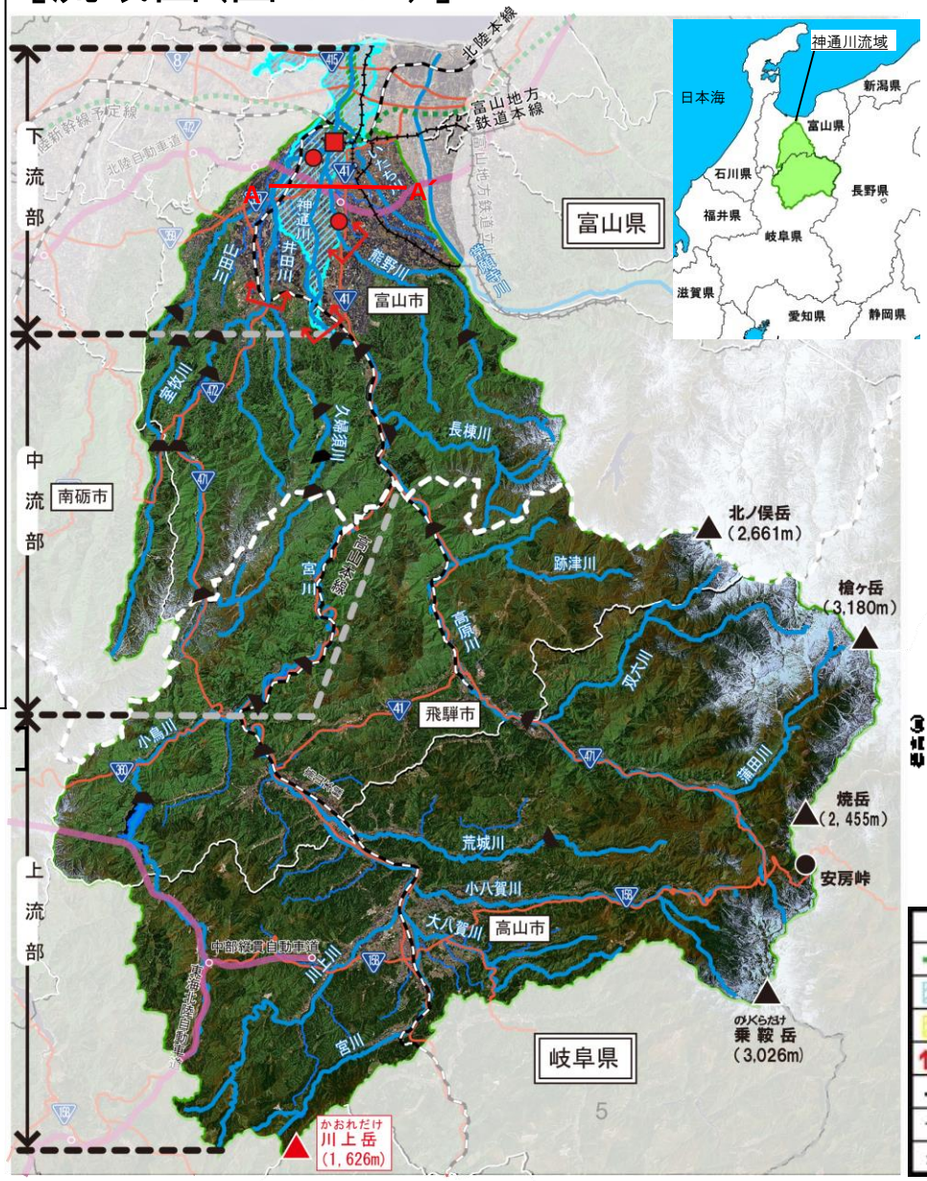

[神通川下流部の状況（図1.1.3）]

[他河川との河床勾配の比較（図1.1.2）]

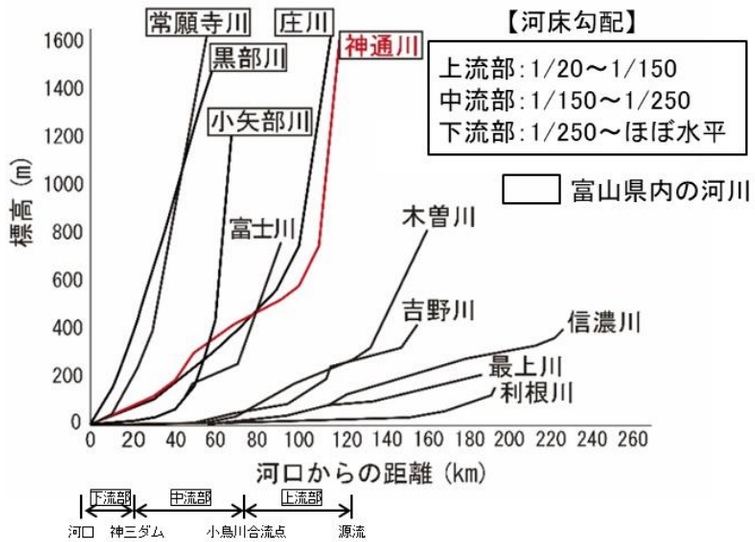

[下流部の流域横断図（図1.1.4）]

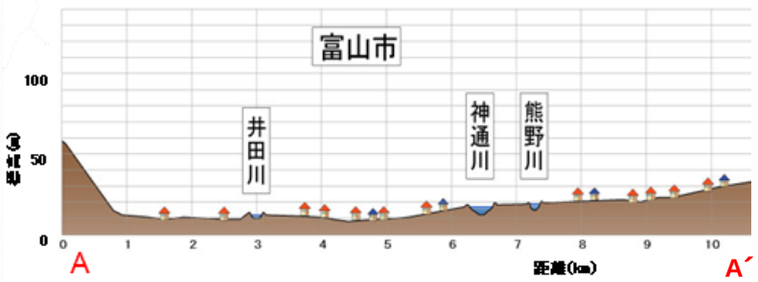

凡例			
	流域界		鉄道（地方鉄道）
	想定氾濫区域（神通川）		北陸新幹線予定線
	想定氾濫区域（常願寺川）		自動車専用道路
	大臣管理区間		国道
	県境		基準地点
	市界		主要地点
	鉄道（JR）		ダム

1. 河川の概要

（２）主要な災害

■ 実測流量が上位の洪水は比較的近年に発生しており、平成16年（2004年）10月に観測史上最大の流量を観測。（表1.2.1）
■ 急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーによって、河岸侵食や堤防欠損等の被害が発生している。（図1.2.1）

[主要洪水一覧（表1.2.1）]

発生年月	神通川 神通大橋 地点流量	井田川 高田橋 地点流量	熊野川 八幡橋 地点流量	被害状況
大正3年（1914年） 8月 （豪雨）	不明	不明	不明	死者54 名、行方不明者60 名、全半壊流失家屋328 戸、浸水家屋14,365 戸（富山県） 死者39 名、負傷者9 名、全半壊流失家屋68 戸、浸水家屋111戸（岐阜県） 橋梁流失数箇所
大正9年（1920年） 6月 （豪雨）	不明	不明	不明	床上浸水791 戸、床下浸水860 戸（富山県） 死者22 名、負傷者5 名、全半壊流失家屋191 戸、浸水家屋290 戸（岐阜県） 橋梁流失数箇所
昭和20年（1945年） 10月（阿久根台風）	不明	不明	不明	床上浸水6 戸、床下浸水234 戸（富山県）
昭和28年（1953年） 9月（台風13 号）	不明	不明	不明	死者6 名、行方不明2 名、負傷者6 名、全壊家屋1 戸、半壊家屋46 戸、流失家屋5 戸、一部破壊172 戸、床上浸水3,474戸、床下浸水5,712 戸、浸水面積3,800ha、（富山県）
昭和33年（1958年） 7月（梅雨前線）	3,896	不明	不明	全壊家屋1 戸、半壊家屋1 戸、浸水家屋779 戸（富山県） 流失家屋2 戸、家屋浸水3 戸（岐阜県） 橋梁流失4 箇所
昭和39年（1964年） 7月（豪雨）	3,237	不明	不明	半壊家屋48 戸、床下浸水446 戸（富山県）
昭和40年（1965年） 9月（台風24 号）	3,297	不明	不明	負傷者1 名、一部破壊3 戸、床下浸水305 戸、橋梁流失2 箇所（富山県）
昭和47年（1972年） 7月（梅雨前線）	4,085	388	271	床上浸水3 戸、床下浸水15 戸（岐阜県：指定区間等の無堤部浸水、内水）
昭和50年（1975年） 7月（豪雨）	3,445	439	214	床下浸水28 戸（富山県：内水） 床下浸水4 戸（岐阜県：内水）
昭和54年（1979年） 10月（台風16 号）	3,284	1,095	633	全壊家屋1 戸、床上浸水13 戸、床下浸水82 戸（富山県：内水、土石流）
昭和58年（1983年） 9月（台風10 号）	5,643	602	297	床上浸水27 戸、床下浸水94 戸（岐阜県：指定区間等の有堤部溢水、無堤部浸水、内水）
平成2年（1990年） 9月（台風19 号）	2,413	1,453	400	一般被害なし
平成11年（1999年） 9月（台風16 号）	3,719	815	389	床上浸水2 戸、床下浸水13 戸（富山県：指定区間等の有堤部溢水、内水） 全壊流失家屋26 戸、半壊家屋23 戸、床上浸水52 戸、床下浸水200 戸（岐阜県：指定区間等の破堤、有堤部溢水、無堤部浸水、洗掘・流失）
平成16年（2004年） 10月（台風23 号）	6,413	1,077	162	床上浸水25 戸、床下浸水141 戸（富山県：指定区間等の有堤部溢水、無堤部浸水、内水） 全壊家屋7 戸、半壊家屋21 戸、床上浸水644 戸、床下浸水719 戸、（岐阜県：支川（川上川）決壊3 箇所、瓜巣川他越水、内水、洗掘・流失、土石流）
平成18年（2006年） 7月（梅雨前線）	4,536	631	193	床下浸水1 戸（富山県：内水） 床上浸水1 戸（岐阜県：指定区間等の無堤部浸水）
平成25年（2013年） 9月（台風18 号）	2,019	1,016	427	一般被害なし
平成26年（2014年） 8月（前線）	4,263	575	177	床上浸水22 戸、床下浸水45 戸（岐阜県：指定区間等の無堤部浸水、内水）
平成30年（2018年） 7月（台風・前線）	4,842	915	421	床上浸水1戸、床下浸水7 戸（岐阜県：内水、富山県：内水）

※ 流量値は実測流量

[主要洪水時の状況（図1.2.1）]

（昭和33年（1958年）7月洪水）

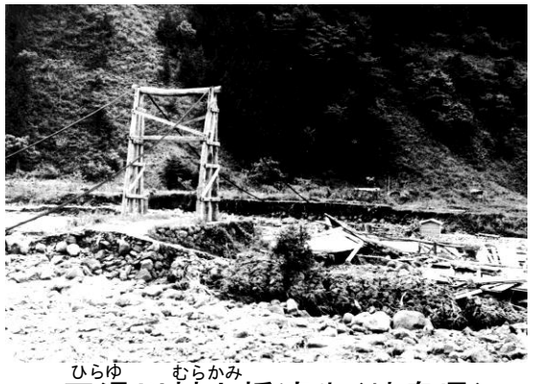

平湯川村上橋流失（岐阜県）

（昭和58年（1983年）9月洪水）

富山市成子地先（神通川）

（平成16年（2004年）10月洪水）

富山市塩地先（神通川）

（平成18年（2006年）7月洪水）

富山市塩地先（神通川）

（平成25年（2013年）9月洪水）

高善寺橋（井田川）

（平成30年（2018年）7月洪水）

富山市葛原（神通川）

2. 事業概要

（１）事業の経緯

- 神通川下流部における本格的な河川改修は明治30年頃から始まり、明治34年（1901年）～明治36年（1903年）の馳越線（はせこしせん）工事（流路の新設）や、大正7年（1918年）～大正15年（1926年）の河口と東岩瀬（ひがしいわせ）港の分離工事などが実施された。（図2.1.1、図2.1.2）
- 昭和44年に一級河川に指定されてからは、三大水衝部をはじめとした急流河川対策や、井田川、熊野川における弱小堤対策を進めてきた。

[事業経緯(表2.1.1)]

明治34年(1901年) ～明治36年(1903年)	馳越線工事の実施（富山県）
大正7年(1918年) ～昭和12年(1937年)	神通川改修工事（堤防新設・堤防拡築、河道掘削、護岸・根固工等）の実施（内務省） 河口と東岩瀬港の分離（大正7年～大正15年） 計画高水流量：20万立方尺/秒（約5,600m³/s）
昭和44年(1969年)	一級河川に指定 直轄事業として河川改修に着手（三大水衝部（成子・添島・牛島）をはじめとした急流河川対策、支川の弱小堤対策等）
昭和45年(1970年)	工事実施基本計画策定 計画高水流量：5,600m³/s〔神通大橋〕
昭和54年(1979年)	工事実施基本計画改定 基本高水のピーク流量：9,700m³/s〔神通大橋〕 計画高水流量：7,700m³/s〔神通大橋〕
昭和54年(1979年) ～昭和58年(1983年)	富山空港整備と併せた河道整備
平成14年(2002年) ～平成18年(2006年)	大坪用水堰改築　固定堰の可動堰化により流下能力を向上
平成20年(2008年)	神通川水系河川整備基本方針策定 神通大橋(基準地点)において基本高水のピーク流量：9,700m³/s、計画高水流量：7,700m³/s
平成29年(2017年)	神通川水系河川整備計画[大臣管理区間]策定 河道配分流量（神通大橋地点：6,700m³/s、 高田橋地点：1,450m³/s、八幡橋地点：700m³/s）

[事業の実施状況(図2.1.1)]

馳越線工事[富山県]

洪水を速やかに流下させるため、ほぼ直線で結ぶ流路を新設

河口と東岩瀬港の分離[国]

上流からの流送土砂と海からの漂砂による河口閉塞・航路の堆砂を解消するため、河口と東岩瀬港を分離

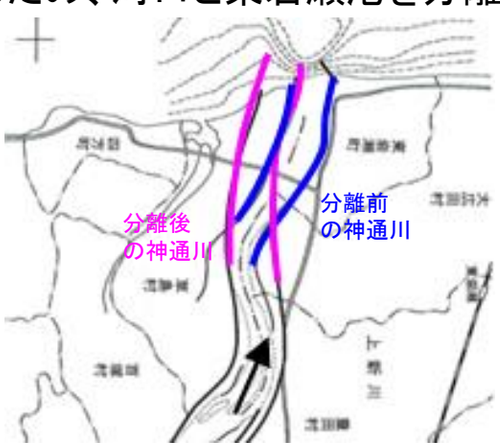

[改修位置図(図2.1.2)]

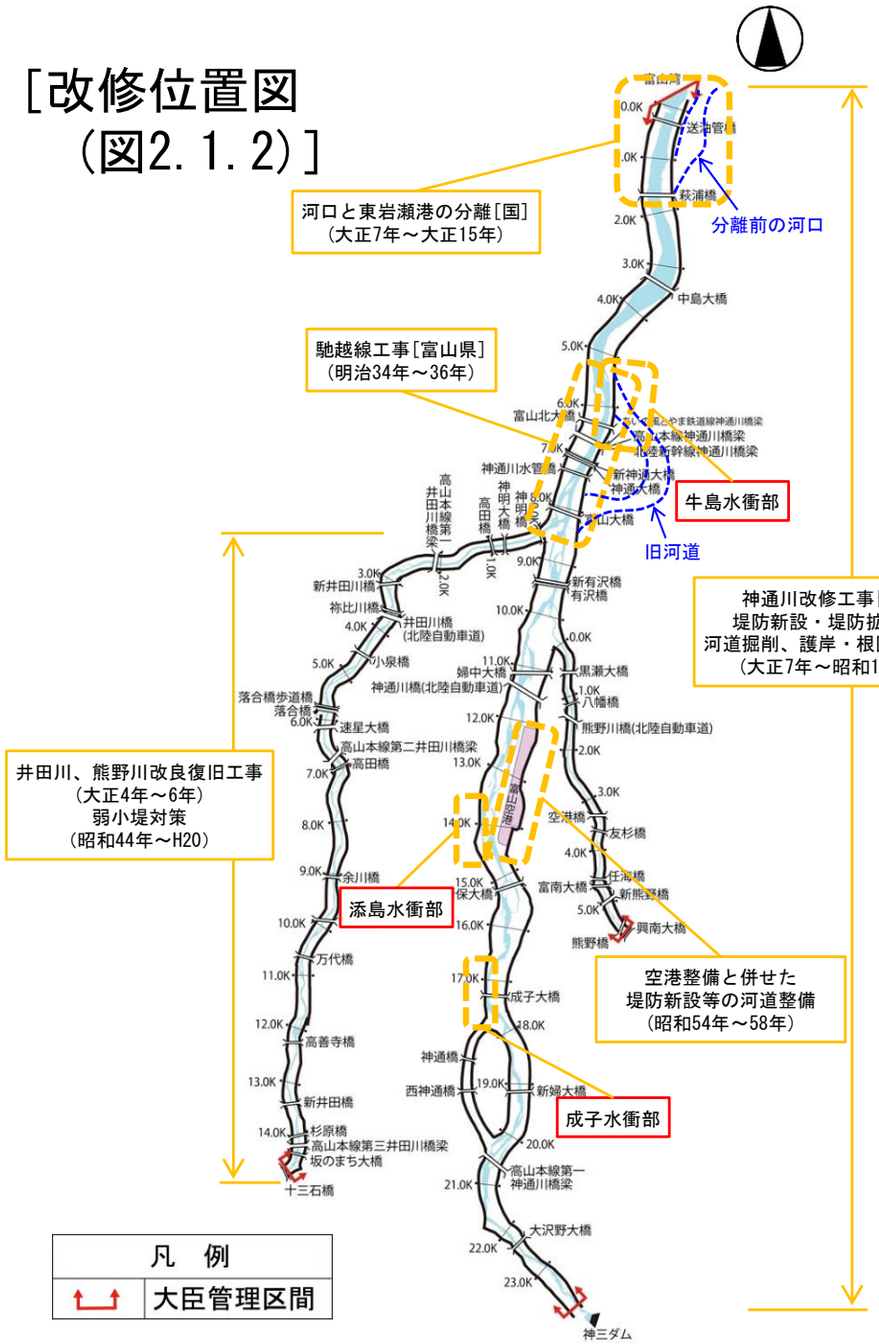

基本方針策定（H20）までの主な改修位置図（大臣管理区間）

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　①河川整備計画の基本的な考え方

［河川整備計画の策定　平成29年（2017年）12月13日］

「神通川水系河川整備計画（大臣管理区間）」は、河川法の三つの目的

１）洪水、津波、高潮等による災害発生の防止
２）河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
３）河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「神通川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画である。

［計画の対象区間(表2.2.1)］

河川名	区間		延長(km)	総延長(km)
	上流端	下流端		
神通川	左岸：富山県富山市長川原字浦山8 番の1 地先 右岸：富山県富山市長走字開割138 番地先	海に至るまで	25.2	48.1
西派川	神通川からの分派点	神通川合流点まで	2.4	
井田川	左岸：富山県富山市八尾町福島字川原40 番地先 右岸：富山県富山市八尾町字十三石尻43 番の3 地先	神通川合流点まで	14.8	
熊野川	左岸：富山県富山市栗山字野田割292 番の2 地先 右岸：富山県富山市安養寺字砂田割876 番の4 地先	神通川合流点まで	5.7	

［計画の対象区間図(図2.2.1)］

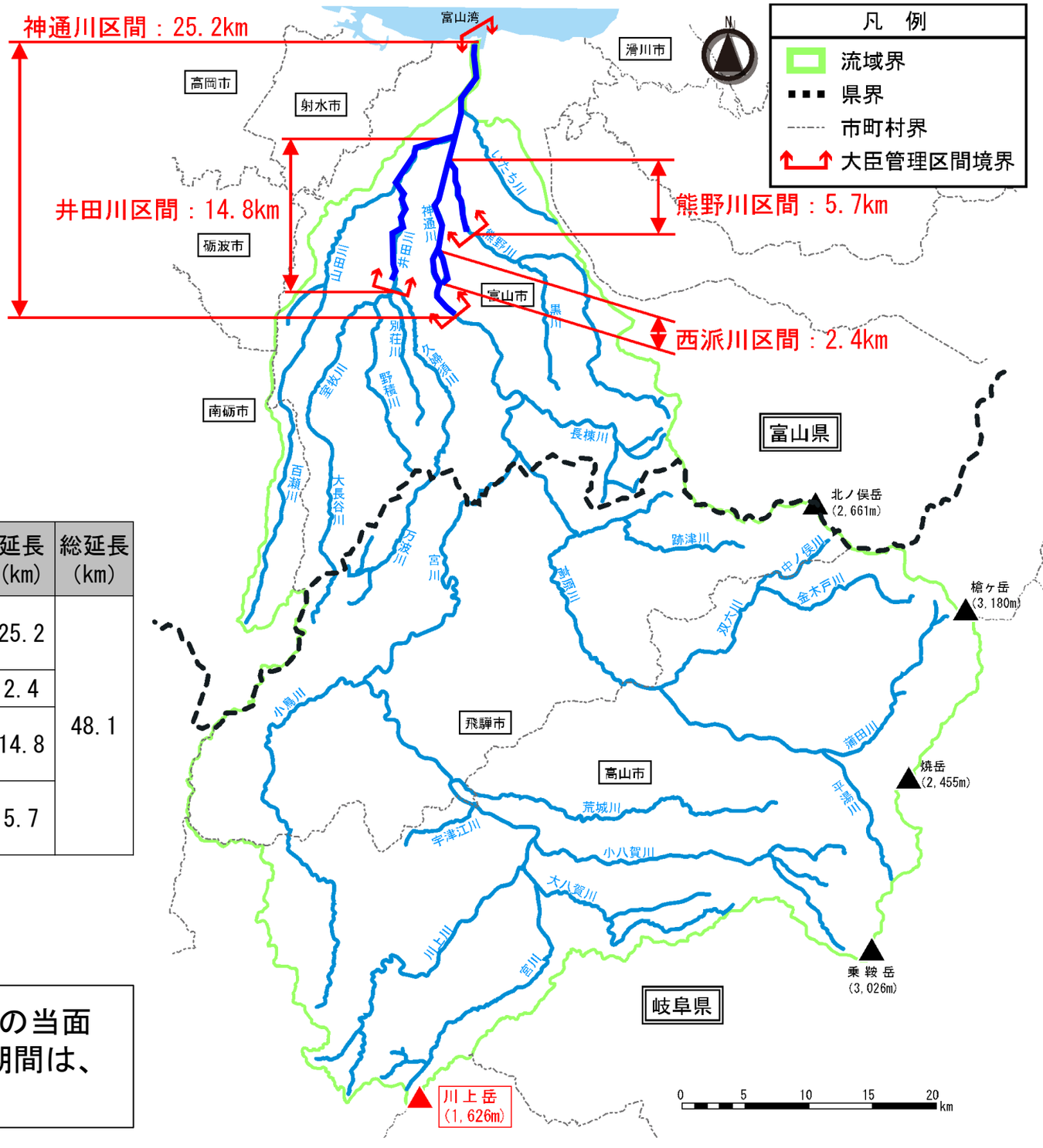

［計画の対象期間］

本計画は、神通川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間とする。

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　②河川整備計画の目標

■河川整備の基本理念

「県都富山の安全・安心な暮らしを支えるとともに、神通川がもたらす恵みと潤いを後世に継承する川づくり」

[洪水による災害の防止又は軽減に関する事項]

①洪水を安全に流下させるための対応

本計画に定める河川整備を実施することで、神通川では、戦後最大規模の洪水である平成16年10月洪水と同規模の洪水（神通大橋地点6,700m³/s）に対して、井田川では、戦後最大規模の洪水である平成2年9月洪水と同規模の洪水（高田橋地点1,450m³/s）に対して、熊野川では、戦後最大規模の洪水である昭和54年10月洪水と同規模の洪水（八幡橋地点700m³/s）に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図る。

②堤防等の安全性確保のための対応

急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーに対する堤防及び河岸の侵食対策、河床の洗掘対策等の急流河川対策を実施し、侵食等による堤防の決壊の防止を図る。また、堤防の浸透等に対する質的な安全性の確保を図る。

③地震・津波への対応

大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保する。

④内水被害への対応

内水氾濫の発生に対し、関係機関と連携して、家屋等の浸水被害の軽減を図る。

⑤減災の取り組み

計画規模を上回る洪水や整備途上における施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する。

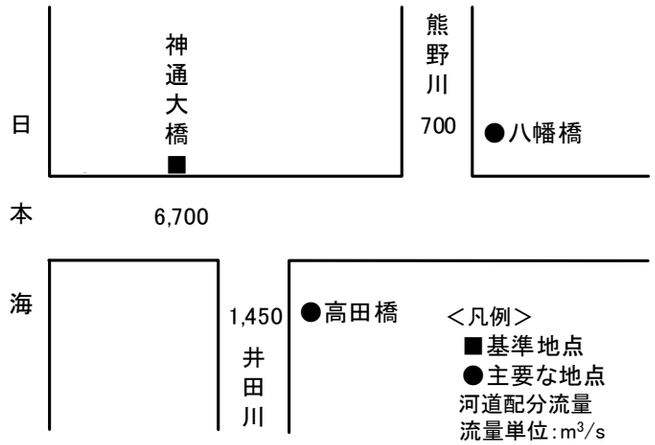

[河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項]

神通川水系河川整備基本方針に定めた流水の正常な機能を維持するための流量を確保することとし、その流量は河川流況、水利利用、生物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、神通大橋地点において、おおむね41m³/sとする。

[河川環境の整備と保全に関する事項]

①生物の生息・生育・繁殖環境

神通川本来の自然環境の下で生息・繁殖している魚類等の多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全及び再生を図る。

②水質

継続的な水質モニタリング及び関係機関との連携を図りながら、適切な監視体制を確保し、良好な水質の維持を図る。

③良好な景観の維持・形成

地域の歴史・文化・風土にも配慮しながら、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持及び形成が図られるよう努める。

④人と河川との豊かなふれあいの確保

適正かつ安全で快適な河川敷地の多様な利用がなされるよう努めるとともに、河川とのふれあいの場、憩いの場としての整備・保全を図る。

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　③事業位置図

［神通川水系河川整備計画での整備一覧表(表2.2.2)］

整備内容	機能の概要	河川名	左右岸別	施工の場所	区間
堤防の整備	流下能力向上	神通川	左岸	富山市草島地先～富山市金山新東地先	0.0k～2.7k
				富山市金山新南地先～富山市石坂新地先	3.9k～5.5k
				富山市五福地先	7.2k～7.8k
				富山市有沢地先	8.8k～9.4k
				富山市有沢地先～富山市婦中町鵜坂地先	9.7k～10.2k
				富山市婦中町塚原地先	11.6k～12.0k
				富山市婦中町青島地先	15.2k～16.0k
			右岸	富山市草島地先	0.0k～0.7k
				富山市興人町地先～富山市下新西町地先	3.6k～5.1k
				富山市神通町地先～富山市布瀬町南地先	6.8k～10.4k
		井田川	左岸	富山市婦中町羽根地先	5.5k～5.8k
				富山市八尾町石戸地先	12.6k～13.3k
		熊野川	右岸	富山市布瀬町南地先～富山市黒瀬北町地先	0.0k～0.4k
河道掘削	流下能力向上	神通川	—	富山市草島地先～富山市金山新東地先	0.0k～3.0k
				富山市金山新南地先～富山市石坂東町地先	3.8k～6.2k
				富山市五福地先～富山市鵜島地先	7.6k～8.2k
				富山市小羽地先～富山市長川原地先	23.2k～23.8k
		井田川	—	富山市金屋地先～富山市婦中町羽根地先	2.7k～5.9k
		熊野川	—	富山市萩原地先～富山市栗山地先	1.0k～5.5k
急流河川対策	洪水流の強大なエネルギーに対する堤防の安全性確保	神通川	左岸	富山市鵜島地先	7.7k～8.1k
				富山市有沢地先～富山市婦中町鵜坂地先	9.9k～10.1k
				富山市婦中町塚原地先	10.9k～11.1k
				富山市婦中町上轡田地先～富山市婦中町添島地先	13.5k～13.9k
				富山市婦中町青島地先	15.2k～16.0k
				富山市婦中町成子地先	17.1k～17.5k
				富山市八尾町西神通地先	18.1k～19.7k
			右岸	富山市布瀬町地先	10.1k～10.4k
				富山市吉倉地先	15.9k～16.3k
				富山市神通地先	18.3k～18.5k
				富山市塩地先	19.1k～19.3k
堤防の浸透対策	堤防の浸透等に対する安全性確保	神通川	左岸	富山市草島地先～富山市金山新東地先	0.0k～1.8k
				富山市松木地先～富山市石坂地先	4.4k～5.7k
				富山市婦中町青島地先	15.2k～16.0k
			右岸	富山市興人町地先～富山市下新西町地先	4.1k～5.1k
				富山市神通町地先～富山市布瀬町地先	7.0k～9.3k
		井田川	左岸	富山市婦中町羽根地先	5.5k～5.8k
				富山市八尾町石戸地先	13.0k～13.3k
許可工作物の改築	流下能力向上	熊野川	—	富山市友杉地先	4.0k
				富山市友杉地先	4.4k

［施工箇所位置図(図2.2.3)］

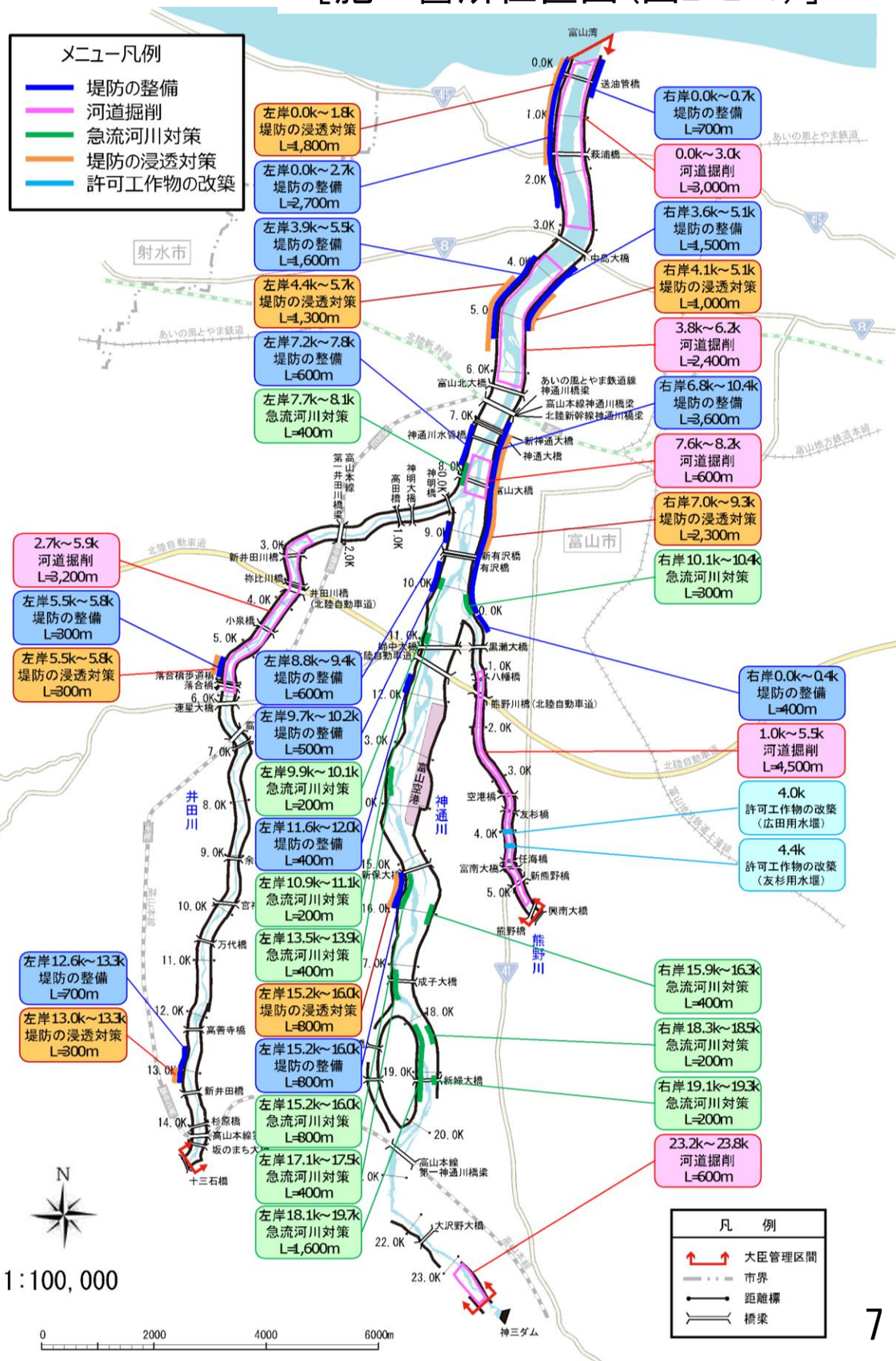

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　④洪水等による災害の防止又は軽減に関する事項

■河道整備の目標流量を計画高水位(H.W.L.)以下で安全に流下させるため、堤防の高さや幅が不足している区間では「堤防の整備」を、堤防整備を実施しても流下能力が不足する区間では「河道掘削」を実施する。また、洗掘や侵食、堤防の浸透に対する安全度が低い箇所では「急流河川対策」、「堤防の浸透対策」を実施する。（図2.2.2）

［主な整備内容(図2.2.2)］

［堤防の整備］

堤防の断面が不足する区間においては、堤防の嵩上げ、拡築を実施。

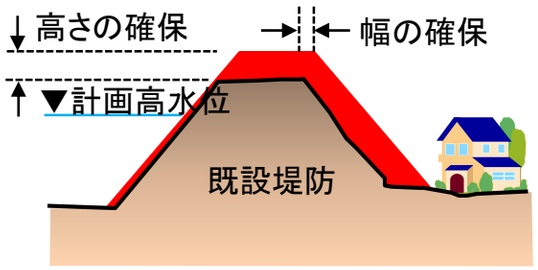

堤防整備のイメージ

［河道掘削］

堤防の整備を実施しても目標流量を計画高水位以下で安全に流下させることのできない区間は河道掘削を実施。

河岸形状は平水位前後を緩傾斜とし、稚仔魚の生息空間を形成するとともに、冠水頻度の異なる多様な抽水植物帯・エコトーンを形成

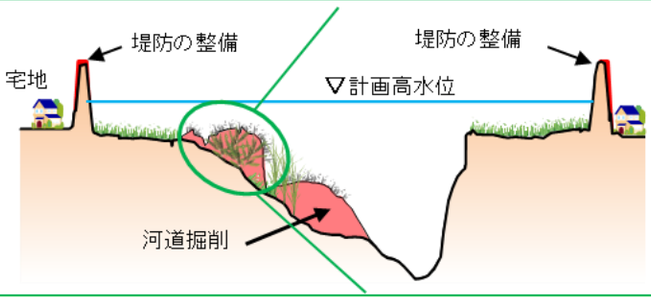

当該区間及び前後の河道の形状も踏まえ、自然に近い河床形状にすることにより、底生魚等の生息空間を形成

堤防の整備、河道掘削のイメージ

［許可工作物の改築］

洪水の流下に支障となる施設については、関係機関と調整して改善。

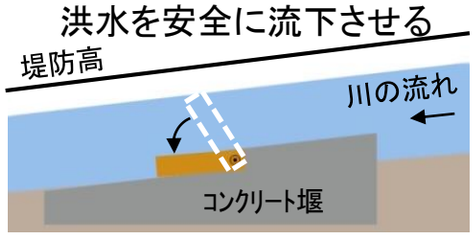

許可工作物の固定堰を可動堰に改築したイメージ

［急流河川対策］

河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、急流河川対策として、護岸の新設や根継ぎ、根固め工等の整備を実施。

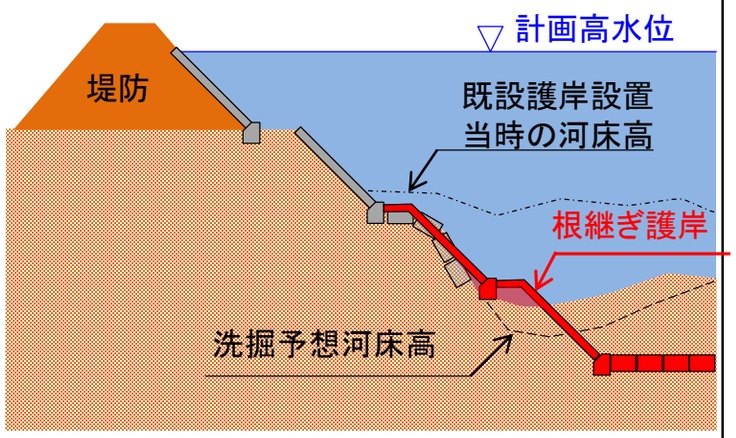

根継ぎ護岸イメージ

急流河川対策実施例
（護岸の新設（神通川10.4K左岸））

［浸透対策］

堤防の浸透等に対する安全性の確保が必要となる区間について、堤防の整備と合わせて対策を実施。

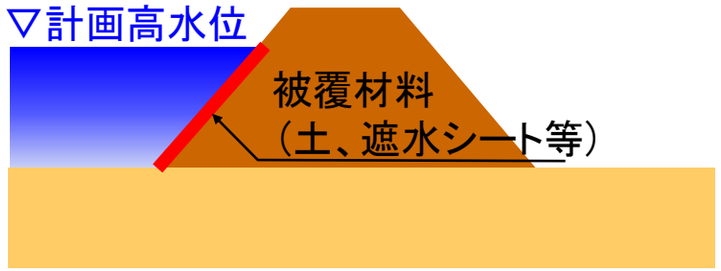

堤防に水を浸透しにくくする
表のり面被覆工法

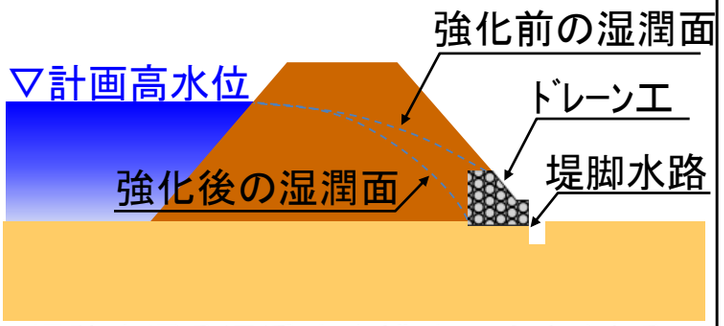

堤防を通る浸透水を排水しやすくする
ドレーン工法

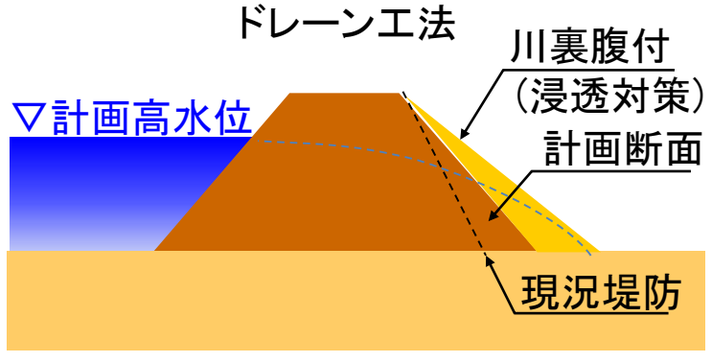

堤防を通る浸透水の勢いを弱める
断面拡大工法

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑤河川環境の整備と保全に関する事項

■河川整備においては「多自然川づくり」を推進し、工事による環境影響の軽減に努め、河川水域の連続性の確保に配慮する。（図2.2.3）
■治水事業や河道の維持管理と一体となって自然再生を推進する。（図2.2.4）
■人と河川の豊かなふれあいの場となる良好な河川空間の整備及び保全を推進する。（図2.2.5）

[多自然川づくり（図2.2.3）]

■ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。
■ 河川管理にあたっては、自然環境の保全にも配慮する。

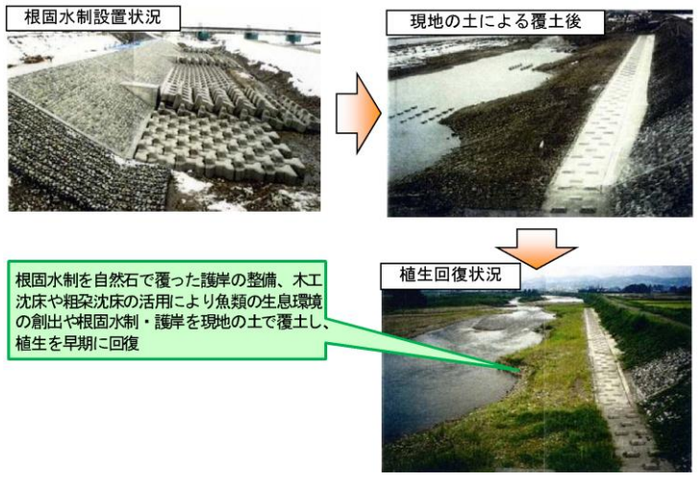

護岸前面の覆土による植生早期回復の事例

[工事による環境影響の軽減等]

■ 工事の実施に際しては、河川水辺の国勢調査アドバイザーをはじめ学識者の助言・意見を聴き、事前の環境調査に基づく保全措置を検討実施するとともに、事後調査により保全措置の効果を把握し、工事による環境への影響の軽減に努める。

[水域の連続性の確保]

■ 本川と流入してくる支川や水路との間に落差が生じている箇所もあるため、工事施工の際には、水域の連続性の確保に配慮する。

[自然再生の推進（図2.2.4）]

■ 多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっている瀬や淵、砂礫河原といった神通川本来の豊かな自然環境の整備・保全に努めるとともに、治水事業や河道の維持管理と一体となって自然再生を推進する。

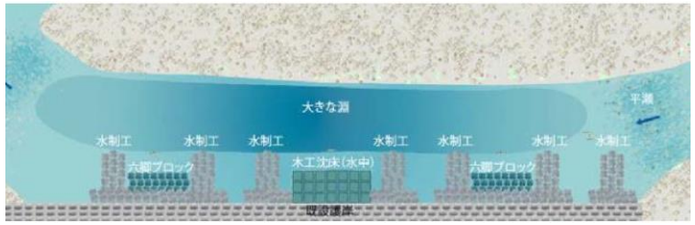

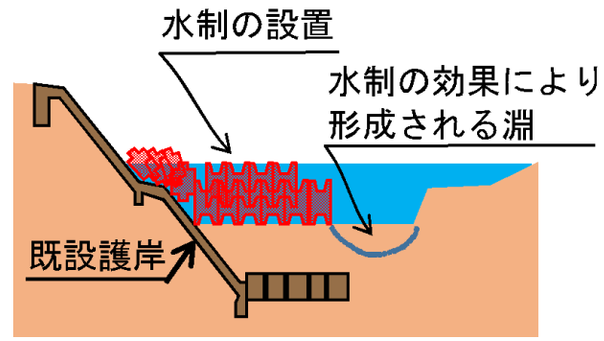

生物の生息場となる淵の整備（富山市西神通地先）

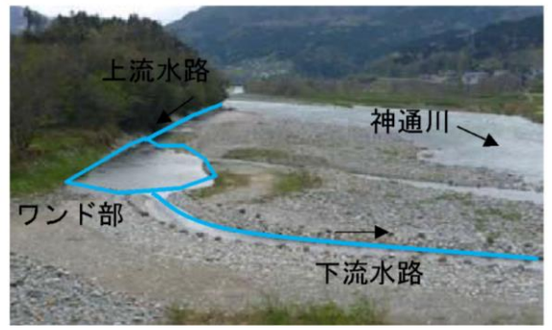

生物の生息場となる多自然流路の整備（富山市岩木新地先）

[人と河川の豊かなふれあいの場の確保（図2.2.5）]

■ 新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、安心して河川に親しめる場として、地域の人々に魅力あるものになるよう、関係機関と調整を図り、良好な河川空間の整備及び保全を推進する。

河川敷のゴルフ場としての利用

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑥河川の維持管理

■河川の維持管理にあたっては、河川管理の目標や具体的な実施内容を定めた「神通川河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」によって効率的・効果的に実施する。（図2.2.6、図2.2.7 、図2.2.8）

[河川の巡視及び点検(図2.2.6)]

■ いつ発生するか分からない洪水や渇水に備え、また、河川管理施設の異常やごみの投棄、船舶の係留（無許可）等を発見するために河川の巡視や点検を実施する。

■ 一定規模の地震発生後には、堤防等の河川管理施設の異常、変状を早期に発見するため、速やかに点検を実施する。

井田川 一般巡視(定期パトロール)

堤防の点検

[河川の調査]

■ 神通川の河川特性を踏まえた調査を継続的・重点的に実施するとともに、上流から海岸までの総合的な土砂管理の視点も踏まえながら、河床材料や河床高等の経年的変化による土砂移動の把握に取り組み、今後の維持管理等に活用する。

(1) 河道状況の調査
(2) 水文観測
(3) 洪水後（洪水時）の状況把握

[河道の維持管理]

■ 顕著な土砂の堆積や局所洗掘が確認された場合、流下能力の維持を図るための堆積土砂の除去や、堤防等の施設の安全を確保するための河床の埋め戻し等の対策を必要に応じて実施する。

[河道内樹木の管理(図2.2.7)]

■ 樹木群の治水機能や環境機能を十分に考慮しつつ、計画的かつ適切な樹木管理を行う。

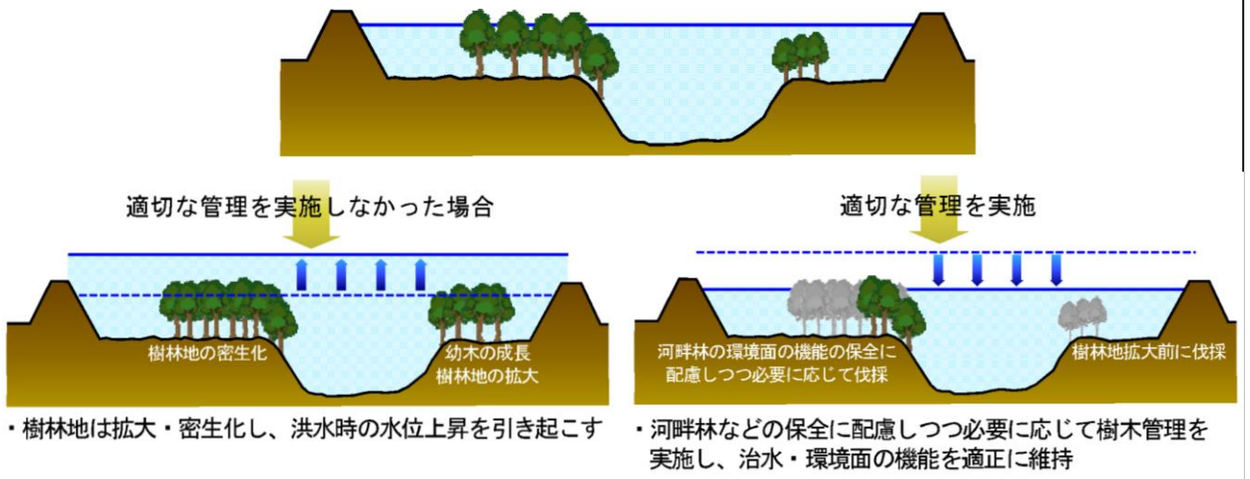

・樹林地は拡大・密生化し、洪水時の水位上昇を引き起こす

・河畔林などの保全に配慮しつつ必要に応じて樹木管理を実施し、治水・環境面の機能を適正に維持

樹木管理のイメージ

[流木等の処理(図2.2.8)]

■ 流木等による河道閉塞を未然に防止するとともに、河川敷の良好な河川環境を維持できるよう、必要に応じて漂着した流木、ゴミ等を除去し適切に処分する。

■ 富山県流木対策連絡会議を通じて、関係機関との連携による流木対策を推進する。

流木等の処理

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑥河川の維持管理

[河川管理施設の維持管理(図2.2.9)]

■ 堤防や樋門等の河川管理施設については、洪水等に対する所要の機能が発揮されるよう定期的に点検を行い、機能や質の低下を早期に発見し、必要に応じて維持修繕を実施する。

(1) 堤防等の除草
(2) 堤防の補修
(3) 護岸等の補修
(4) 樋門・樋管等の管理
(5) 許可工作物の管理

堤防除草

[地震・津波対策]

■ 地震発生時には、迅速に河川管理施設等の点検を行い、堤防の亀裂等、異常を早期に把握し、対策が必要な箇所には速やかに応急復旧を実施するなど、二次災害の防止を図る。
■ 有事の際に迅速な行動ができるよう、全国で過去に発生した大規模地震から得られる知見を踏まえ、訓練等を実施する。

[霞堤の機能維持・保全(図2.2.10)]

■ 現存する霞堤については開口部を現状のままとし、現有の機能を維持する。
■ 霞堤の位置・治水上の機能等について関係機関との情報共有を図るとともに、霞堤内の土地利用について地域住民の理解促進が図られるよう、関係機関と連携した取り組みを推進する。

神通川の霞堤

[堤防決壊時の被害軽減対策]

■ 万一、堤防の決壊等による大規模水害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画する。
■ 神通川氾濫域における浸水継続時間を踏まえ、早期に社会経済機能を回復させるための大規模水害を想定した排水計画の作成等の取り組みを推進する。
■ 堤防復旧等に必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制強化を図る。
■ 洪水、内水、津波又は高潮により著しく激甚な災害が発生した場合において水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い進入した水を排除するほか、高度な機械又は高度な専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行う。
■ 平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、関係地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携に努める。
■ TEC-FORCEによる災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車、照明車等による緊急排水支援等、地方公共団体への支援体制の強化を図る。

[災害リスク情報の評価・共有]

■ 想定最大規模の洪水により家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）、浸水の継続時間、氾濫流の最大流速及び最短到達時間、床上浸水の発生頻度等の災害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等と情報の共有を図る。

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑥河川の維持管理

[洪水氾濫に備えた社会全体での対応(図2.2.11)]

(1) 地方公共団体による避難勧告※等の適切な発令の促進

■ 重要水防箇所等の洪水に対するリスクが高い区間等について、地方公共団体、関係水防機関、災害協定業者、自治会等地域住民との共同点検を実施する。

■ 避難勧告※等の発令範囲の決定等に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを地方公共団体に提供するとともに、ホームページ等で公表する。

■ 各地方公共団体等との間で作成した避難勧告着目型タイムライン（時系列の防災行動計画）の検証、改善が適切に実施されるよう、技術的な支援を行う。

(2)住民等の主体的な避難の促進

■ 浸水想定区域等の災害リスク情報に基づき、大臣管理区間からの氾濫による浸水が想定される区域内の全地方公共団体において、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、技術的支援を行う。

(3)的確な水防活動の促進

■ 堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえ、重要水防箇所をきめ細かく設定し、水防管理者に提示するとともに、水防管理者が的確かつ効率的な水防を実施できるよう、洪水に対するリスクが高い区間等の水位情報やリアルタイムの映像の情報提供を推進する。

(4) 防災教育の支援

■ 学校教育現場における防災教育の取り組みを推進するために、年間指導計画の作成に資する情報を教育委員会等に提供する等の支援を行う。

重要水防箇所の合同巡視

[気候変動の影響のモニタリング]

■ 気候変動により洪水等の外力が増大することが予測されていることや河川環境への影響も懸念されることを踏まえ、流域の降水量の時間分布・地域分布、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

■ 定期的な河川水質の調査、河川水辺の国勢調査、自然再生のモニタリング調査等により、生物の生息・生育・繁殖環境等の変化を把握する。

※令和３年５月に避難勧告・避難指示は避難指示に一本化され、避難勧告は廃止された

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑦河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

■神通川水系の流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、神通川水系河川整備基本方針に従って、基準地点神通大橋において通年概ね41m³/s程度としている。（図2.2.12）

■神通川水系における水利用は約95%の発電用水と約4%の農業用水がほとんどを占めており、渇水時においては、関係水利使用者等と的確に情報共有や調整等を図り、渇水による被害の軽減が図られるよう努める。（図2.2.13）

[流況(図2.2.12)]

豊水流量:1年を通じで95日はこれを下回らない流量
平水流量:1年を通じで185日はこれを下回らない流量
低水流量:1年を通じで275日はこれを下回らない流量
渇水流量:1年を通じで355日はこれを下回らない流量

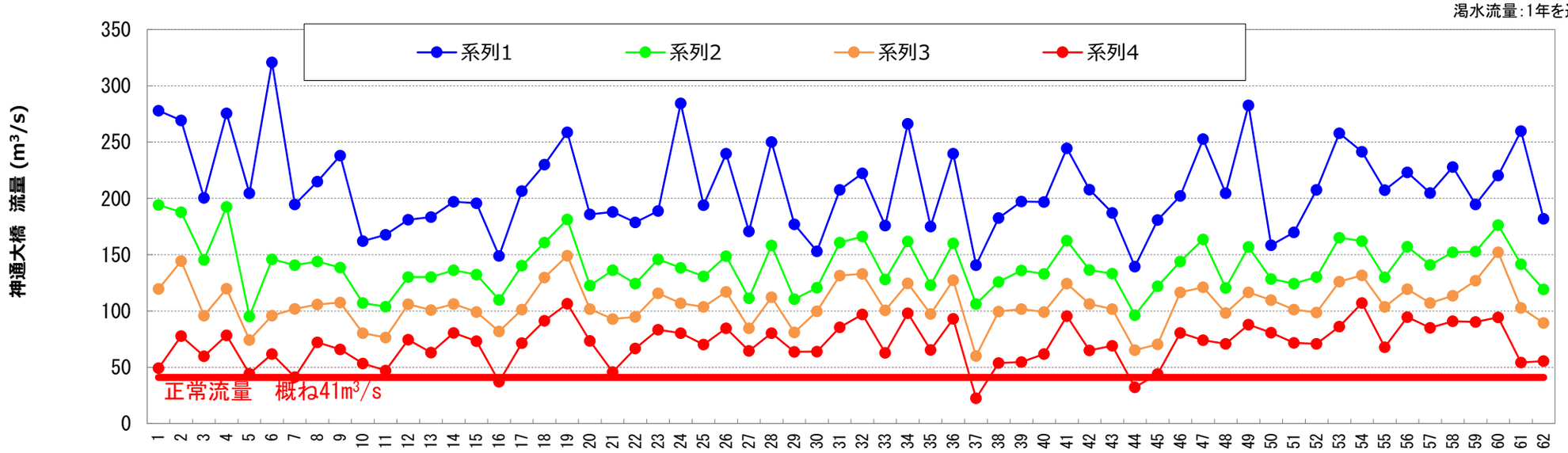

神通川大橋地点における流況

[利水の現状(図2.2.13)]

使用目的	最大取水量（m³/s）	件数
農業用水	64.581	629
発電用水	1,437.107	61
上水道用水	0.380	2
工業用水	10.258	7
その他（消雪用水等）	3.229	19
合計	1,515.555	718

※許可水利権と慣行水利権の合計値

神通川水系の利水状況

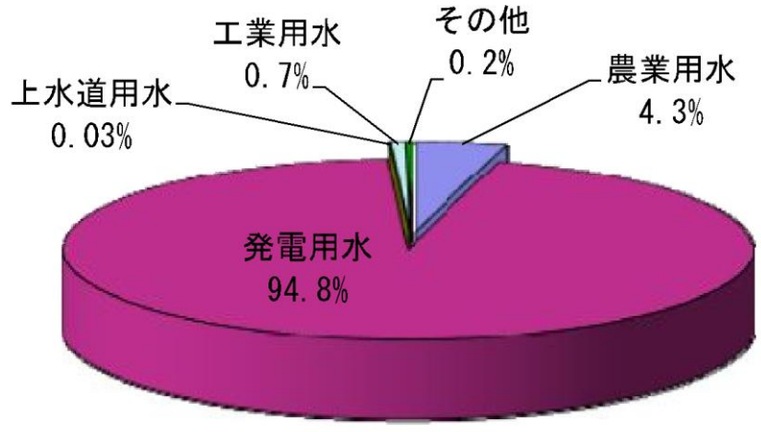

水利用の内訳

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑧河川環境の整備と保全（維持管理等）

■神通川本来の豊かな河川環境の保全のため、モニタリングを行い、河川環境を把握したうえで生物の生息等に配慮した維持管理を行う。また、河川景観の保全や河川利用を推進し、地域と連携・協働して河川管理を行っていく。（図2.2.14、図2.2.15、図2.2.16）

[河川環境のモニタリング等]

- 神通川本来の豊かな河川環境の保全のため、河川水辺の国勢調査等により、環境の変遷や河川改修等の影響についてモニタリングを実施する。
- 全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを把握することができるよう、河川環境情報図を作成するとともに、工事実施箇所において必要に応じて追跡調査を行い、河川管理等に活用する。

[生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理（図2.2.14）]

- 生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理を行い、神通川の特徴的な環境の保全に努める。
- 淵・多自然流路の整備等の自然再生の取り組みの進捗にあわせて、関係機関との連携のもと、環境教育や自然に親しむ場の提供、効率的な維持管理に資する取り組みを推進する。

石組み工体験・サクラマス幼魚の放流の様子

[特定外来生物等の駆除・拡散防止]

- 河川水辺の国勢調査等を通じて外来種の生息・生育実態の把握に努めるとともに、流域の関係機関と連携する。

[水質調査の継続実施等（図2.2.15）]

- 継続的にモニタリングを実施するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現在の良好な水質の維持に努める。
- 富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて流域の関係機関との連携・調整を図り、水生生物調査や河川美化活動、広報活動等の取り組みを推進する。
- 緊急時に迅速に対応するため、水質自動監視装置や河川巡視員等による適切な監視体制の確保に努める。

水質調査実施の様子

[水質事故時の対応]

- 水質事故による利水及び環境への被害を最小限に留めるため、富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて迅速な情報伝達を行うとともに、関係機関と連携して水質事故の被害拡大防止に努める。
- 水質事故防止には、地域住民の協力が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。

[良好な河川景観の保全]

- 工事の実施にあたっては、神通川の豊かな自然環境が育む景観等の保全に努めるとともに、地域の歴史・文化・風土にも配慮しながら、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努める。

[総合学習への支援]

- 神通川流域の子供たち自身が河川環境、治水の歴史、防災に関する取り組み、川と人々の関わり等が学べるよう、水生生物調査などを通じて、学校の教育活動やNPO等による総合学習等の取り組みに対して様々な支援を行う。
- 地方公共団体とも連携・協力して、将来を担う子供世代に対してだけでなく、学校教員やPTA 等の子供の教育に関わる方々に対する出前講座等の取り組みを推進する。

2. 事業概要

（２）河川整備計画の概要　⑧河川環境の整備と保全（維持管理等）

［河川空間の適正な利用の促進］

（1）適正な利用の促進

■ 関係地方公共団体等と意見交換を行い、河川空間の適正な利用が図られるよう努める。
■ 平成9年12月に策定された「神通川水系河川空間管理計画」に基づき、流域の自然環境、社会状況の変化に応じて内容の追加・見直し等を行った上で、河川空間の保全と利用を図る。
■ 河川空間利用実態調査の実施により、利用状況を定期的に評価・分析し、利用を促進する取り組みを実施する。
■ 関係する地方公共団体等の意見を聞きながら支援するとともに、取り組み等の成果についてもモニタリングを行い、結果を反映させるように働きかける。

（2）不法行為への対応

■ 流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行う。
■ 地域住民やNPO 等と連携・協働した河川管理を実施することで、ゴミの不法投棄対策に取り組む。
■ 地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援するとともに、不法投棄の状況や、不法投棄がもたらす河川景観・環境への影響等を掲載した「ゴミマップ」等の作成・公表、CCTV カメラ画像の公開などを図り、不法投棄に対する情報提供を行うことで、河川美化の意識向上を図る。

（3）河川の安全利用

■ 急な増水に関連した河川情報の提供や、河川の安全利用についての啓発活動、関係機関と連携した河川の安全利用点検等を実施する。

［地域と連携・協働する河川管理(図2.2.16)］

■ 神通川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、瀬や淵、砂礫河原等の豊かな自然環境・固有の河川景観を保全・継承し、人々の様々な営みを支えてきた神通川の歴史・文化を実感できる川づくりを住民参加と地域との連携・協働により推進する。
■ 河川協力団体制度、愛護モニター制度の活用や、流域の関係地方公共団体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加の促進等の住民参加型の河川管理を通じて、河川整備や維持管理の必要性等の認識を深められるよう取り組みを推進する。
■ 住民が参加しやすいような取り組みの検討を行うとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めていく。
■ 河川管理者において伐採した河道内樹木を無償提供する取り組み等を通じて、効率的な維持管理に資する取り組みの充実を図る。

河川愛護モニター活動報告書

令和3年2月22日報告　モニター氏名（増山　豊）

報告内容（事実関係をわかりやすく）
○　神通川の左岸（西側、河口から10km付近）を中心に巡回した。
※2月も降雪の日が多かったが、上旬は1月の大雪も溶け、河川敷を巡回することができた。
◎河川敷の遊歩道が見えるまで雪が溶け、枯れ草で見通しよく、破損・陥没も見られなかった。
【画像1】（2月上旬）　【画像2】（2月上旬）
◎2月中旬の大雪の後、春一番が吹いた後の、河川敷の様子である。
【画像3】（2月下旬）　【画像4】（2月下旬）
○河川敷に下りる道の雪も溶け、破損・損傷はない。空を見上げると、着陸する飛行機が上空を横切った。
【画像5】（2月下旬）　【画像6】（2月下旬）
●道路（県道7号線、【通称】堀防道路）の脇には、たばこの吸い殻や空き缶などが散り、残念であった。
報告内容に対する意見、感想等
◎除雪車の通行と思われる路肩の崩れが見られた。
【画像7】（2月下旬）　【画像8】（2月下旬）
●標識が傾いており、点検・整備の必要性を感じた。

河川愛護モニター活動報告書

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（１） 事業の進捗状況

■河川整備計画策定以降、堤防整備、河道掘削、急流河川対策、堤防の浸透対策を実施している。（図3.1.1、図3.1.2、図3.1.3）
■当面の事業では、引き続き、堤防整備、河道掘削、急流河川対策、堤防の浸透対策を実施する。（図3.1.1、図3.1.2、図3.1.3）
■令和4（2022）年度末（予定）の大臣管理区間において堤防が必要な延長に対する計画断面堤防の堤防整備状況は約72%である。

[河川整備の当面及びその後の事業展開（図3.1.1）]

整備メニュー ＼ 事業期間		整備済みの事業 平成30年度 （2018年度） ～令和4年度 （2022年度）	当面の事業 令和5年度 （2023年度） ～令和9年度 （2027年度）	その後の事業 令和10年度 （2028年度） ～令和29年度 （2047年度）
		河川整備計画（概ね30年間）		
神通川	堤防整備	→	→	→
	急流河川対策	→	→	→
	堤防の浸透対策	→	→	→
	河道掘削	→	→	→
井田川	堤防の整備			→
	堤防の浸透対策			→
	河道掘削			→
熊野川	堤防の整備			→
	許可工作物の改築			→
	河道掘削			→

[事業進捗状況位置図（図3.1.2）]

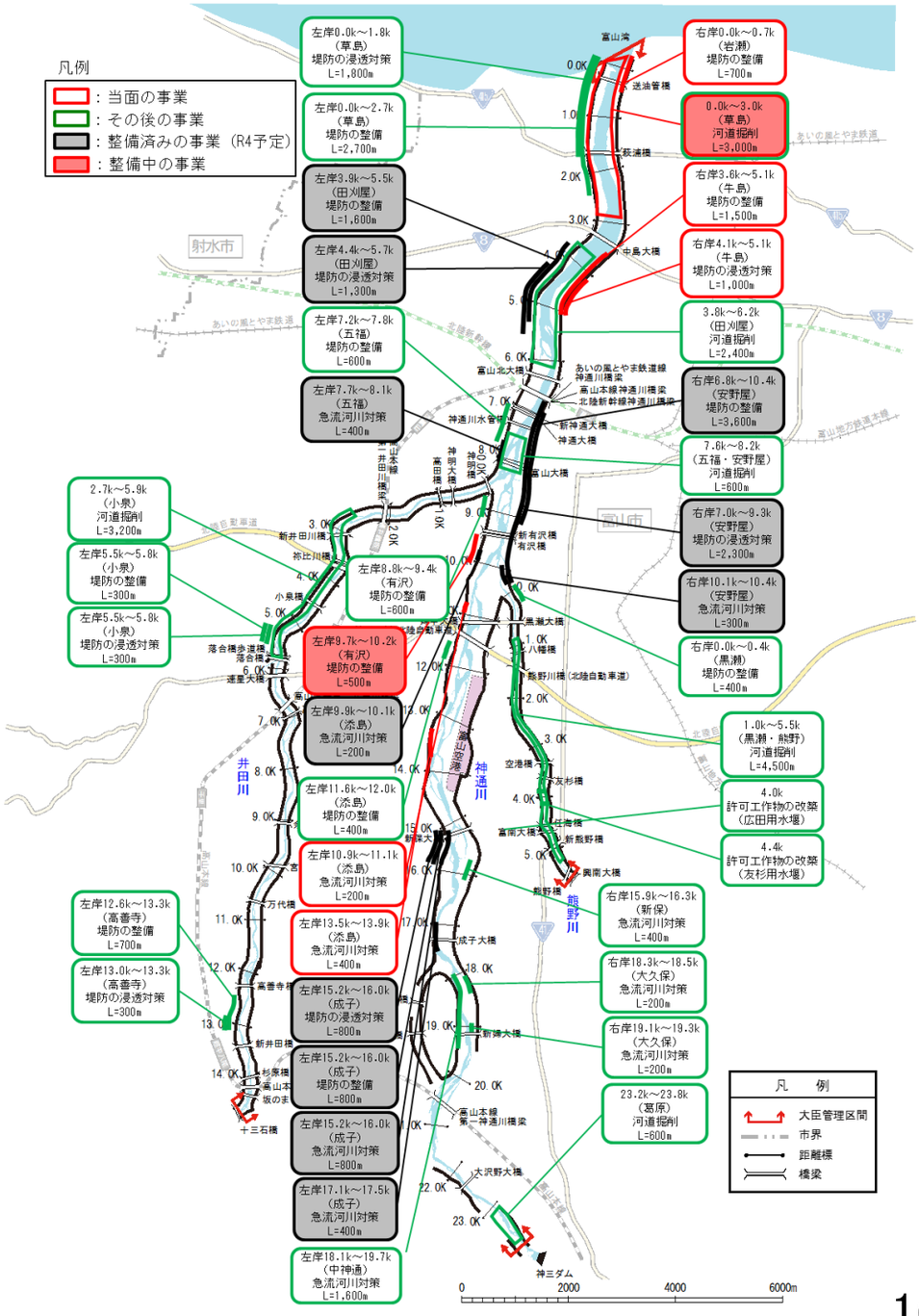

[急流河川対策実施状況（図3.1.3）]

標準断面図

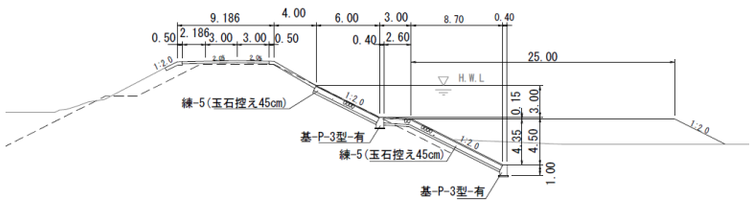

成子地区　急流河川対策

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（２）洪水等による災害の発生の防止・軽減に関する取組　①堤防の整備

■神通川右岸側の安野屋地区（6.8k～10.4k）は、背後に富山市中心市街地を抱える重要な地域であるが、堤防の高さ・幅が不足しているため、令和元年度より「富山市街地重点防御築堤事業」として、堤防整備等を実施している。（図3.2.1、図3.2.2、図3.2.3）
■令和2年度からは、「有沢・鵜坂重点防御築堤事業」として神通川左岸側の有沢地区（9.7k～10.2k）において堤防整備等を実施している。（図3.2.1）

[位置図（図3.2.1）]

[標準横断面図（図3.2.2）]

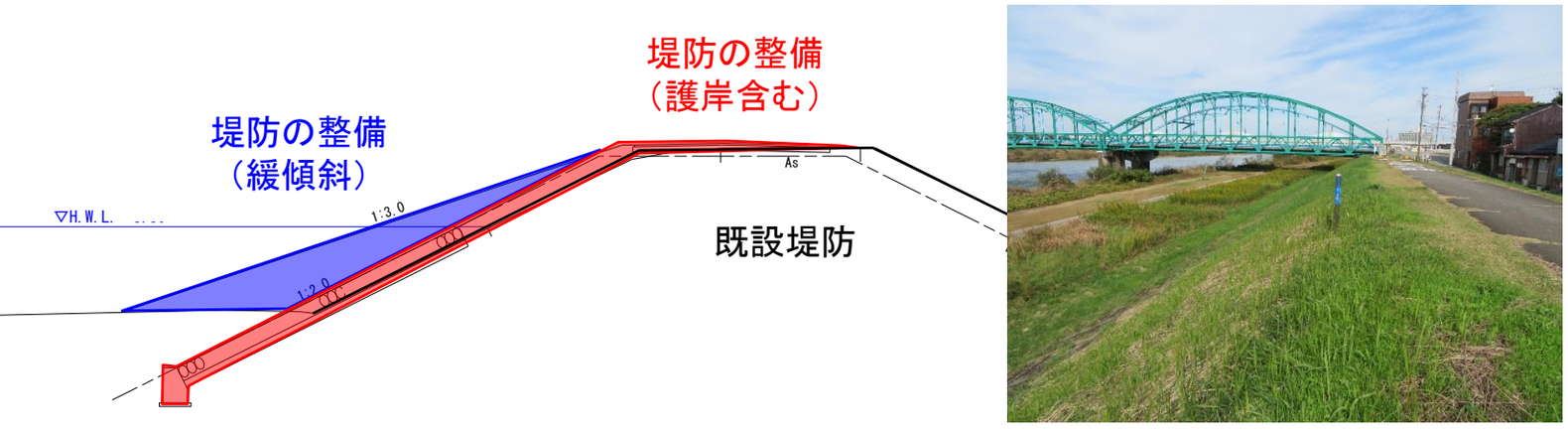

堤防の整備イメージ
（愛宕・安野屋地区堤防整備事業：神通大橋～富山大橋）

[施工状況（図3.2.3）]

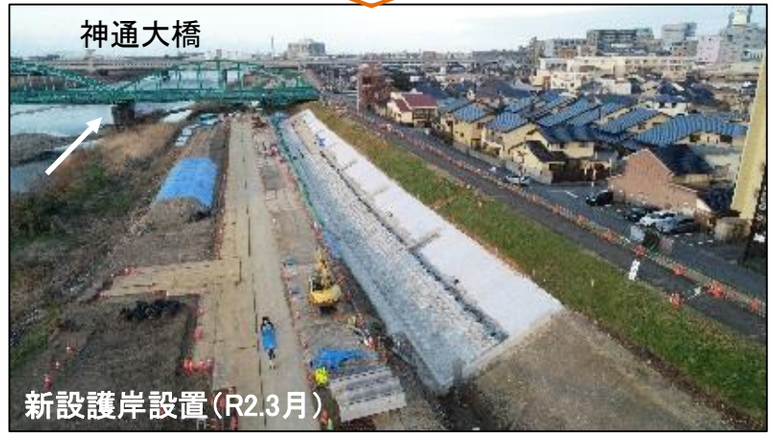

３．河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（２）洪水等による災害の発生の防止・軽減に関する取組　②河道掘削・急流河川対策

■神通川の草島地区（0.0k～3.0k）において河道掘削（樹木伐採含む）を実施している。　（図3.2.4、図3.2.5）
■五福地区（神通川左岸7.7k～8.1k）・添島地区（神通川左岸9.9k～10.1k）・成子地区（神通川左岸15.2k～16.0k、神通川左岸17.1～17.5k）、安野屋地区（神通川右岸10.1k～10.4k）において急流河川対策を実施している。（図3.2.6）

[河道掘削の標準横断図(図3.2.4)]

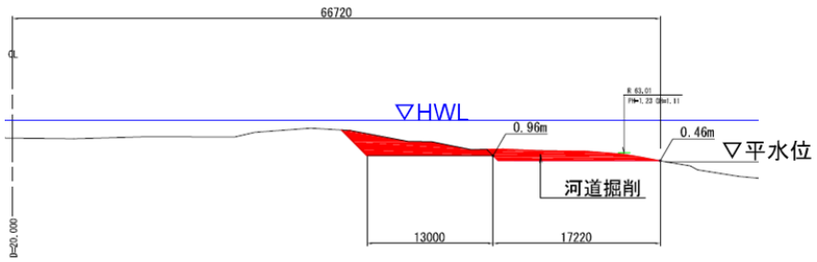

[河道掘削の状況(図3.2.5)]

草島地区（神通川0.0k～3.0k）における河道掘削・樹木伐採の箇所

[急流河川対策の状況(図3.2.6)]

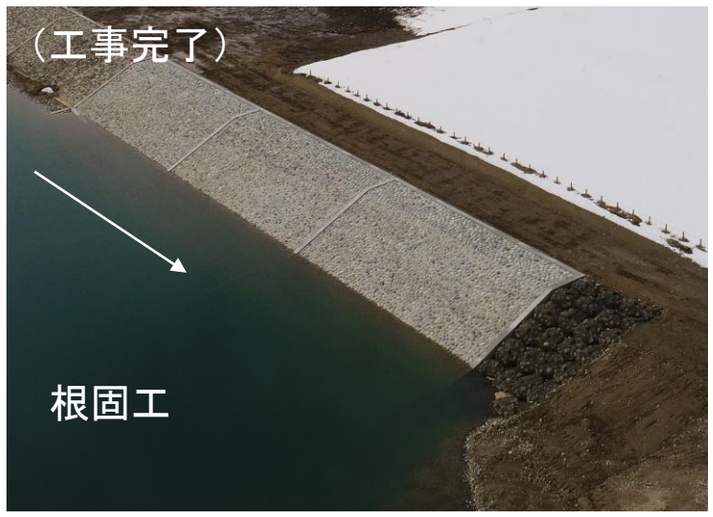

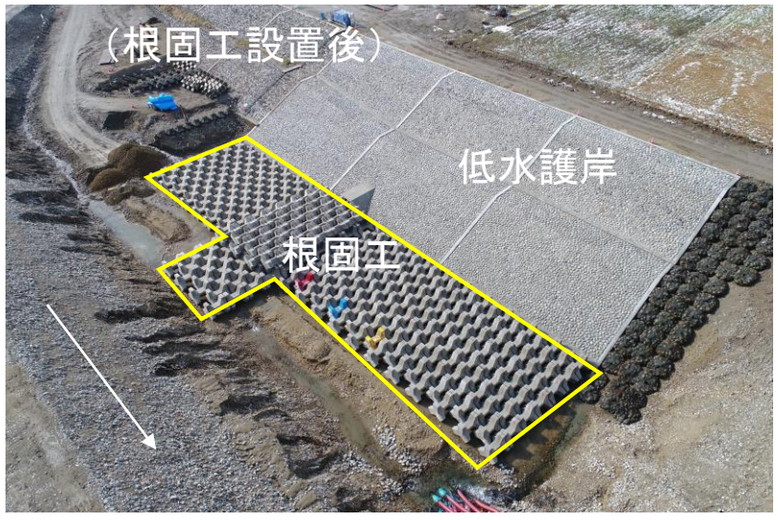

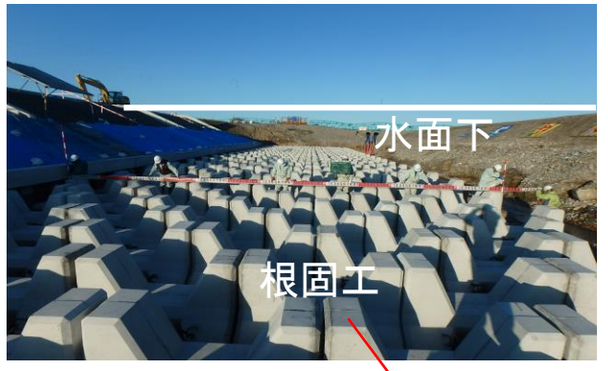

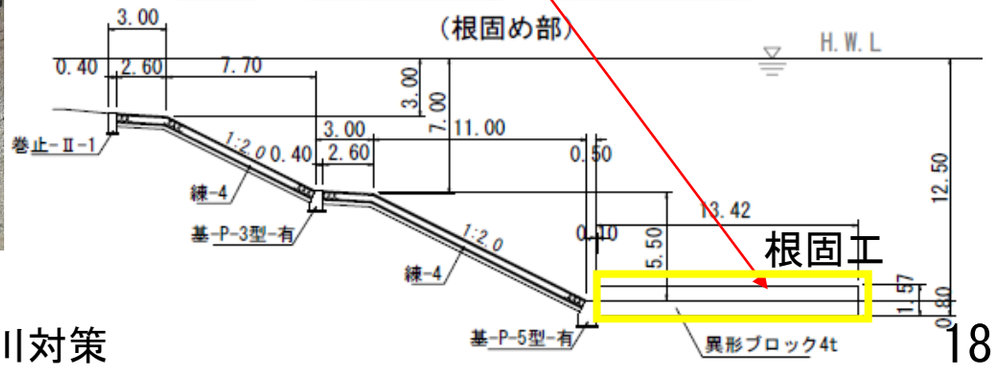

添島地区（神通川左岸9.9k～10.1k）　急流河川対策

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（３）河川環境の整備と保全に関する取組　①自然再生の推進

■サクラマスをはじめとする多様な動植物が生息・生育・繁殖しやすい環境への再生を目的とする「神通川自然再生計画（平成20年12月）」に基づき、「淵の形成（隠れ場の整備）」や「多自然流路の造成（幼魚の生育場）」を整備し、あわせて潜水調査などによるモニタリング調査を実施している。（図3.3.1）

■令和2年2月に「神通川自然再生計画」を改訂し、サクラマスの主要な産卵場と考えられる神通川の上流部や、支川においても「水中カバーの創出（隠れ場の整備）」、「多自然流路の造成（幼魚の生息場）」、「二極化の改善（多様な流れの創出）」を整備する計画を策定し、井田川において「水中カバーの創出」の整備を実施している。（図3.3.2、図3.3.3、図3.3.4）

［潜水調査による確認（隠れ場に棲むサクラマス）　(図3.3.1)］

神通（神通川右岸17.8k）地区

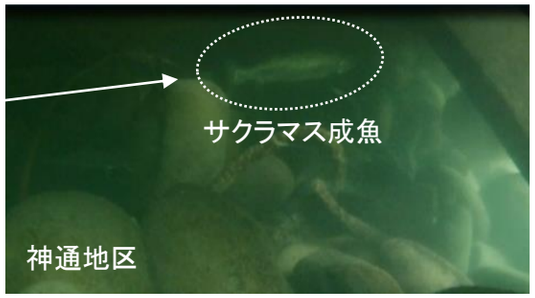

新保地区（神通川右岸15.6k）地区

［幼魚の生育場の整備イメージ(図3.3.3)］

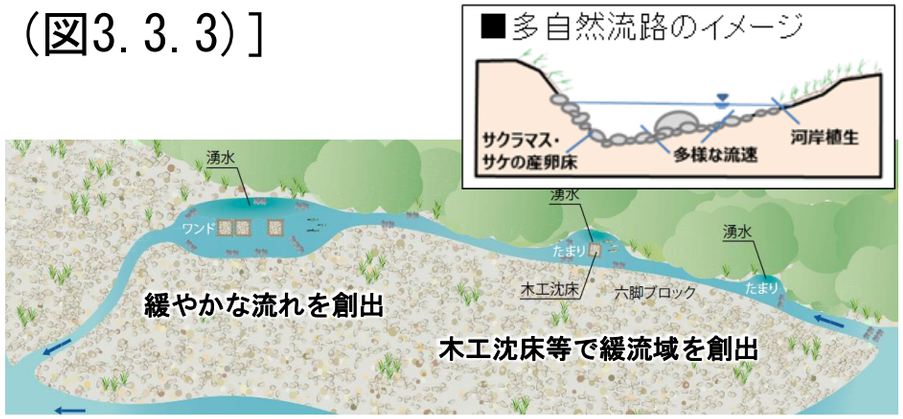

［神通川自然再生事業の位置図(図3.3.2)］

R3年度末時点

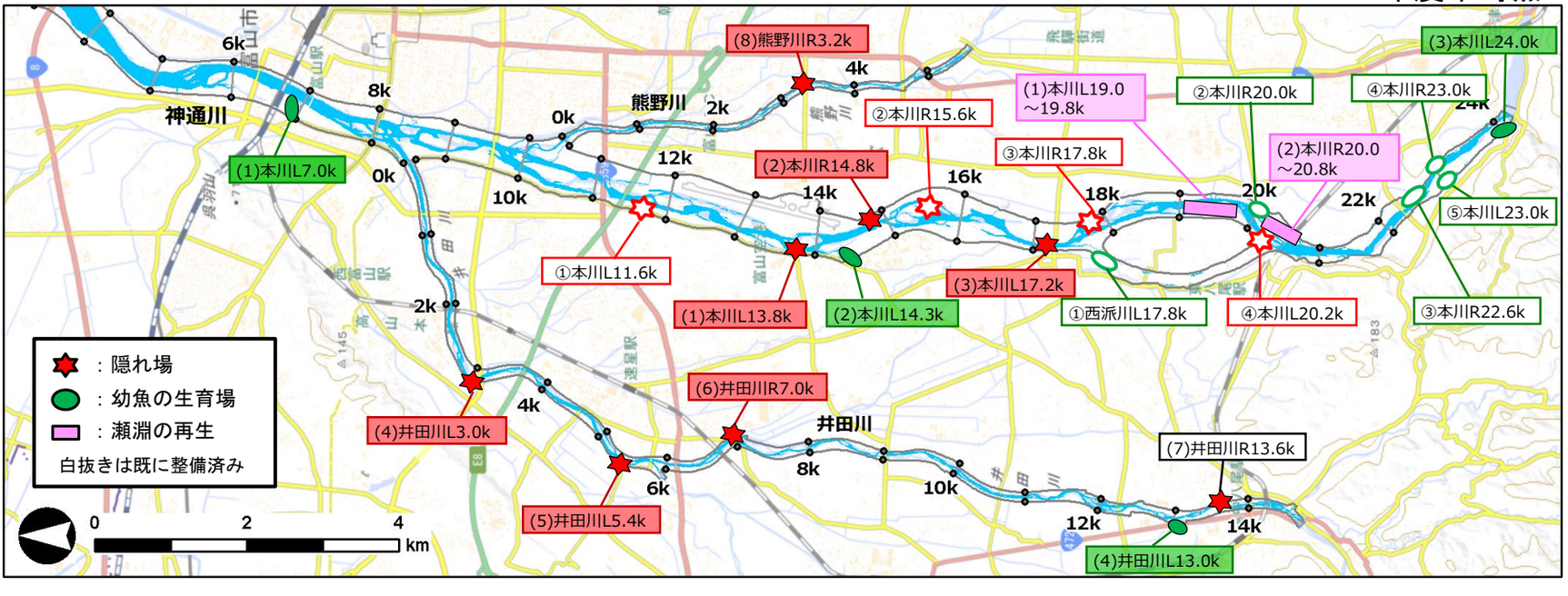

［隠れ場の整備イメージ(図3.3.4)］

・隠れ場の機能

魚類が身を潜める環境として、流速0.5m/s以下、水深2m以上を確保しブロック等の間隙を確保する。

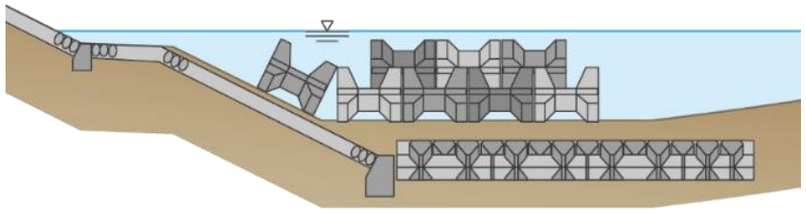

３．河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（３）河川環境の整備と保全に関する取組　②人と河川の豊かなふれあいの場の確保

■神通川の河川内を利用した主な施設は7箇所あり、これらの空間は、年間を通じて、散策、野球等のスポーツ、釣りといった様々な目的で利用されている。(図3.3.5)
■河川空間は、「納涼花火」、「とやま清流マラソン」などのイベントでも利用されている。(図3.3.6)
■令和元年度の神通川における年間河川空間利用者総数（推計）は約55万人であり、利用形態別では「散策等」が最も多く、主な利用場所は高水敷となっている。(図3.3.7)

[河川空間の利用状況(図3.3.5)]

＜河川内の主な施設＞

①神通川桜づつみ緑地
②中部高校運動場
③神通川緑地公園
④神通川左岸広場
⑤富山空港
⑥婦中町神通川緑地公園
⑦神通川水辺プラザ

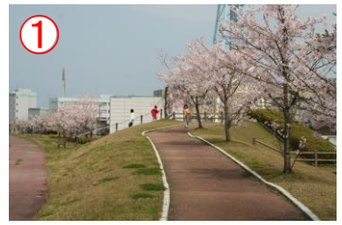

神通川桜づつみ緑地

神通川緑地公園

アユ釣り風景

神通川水辺プラザ（西派川）

[河川空間のイベントでの利用状況(図3.3.6)]

納涼花火

とやま清流マラソン
（平成29年開催）

[空間利用実態調査(図3.3.7)]

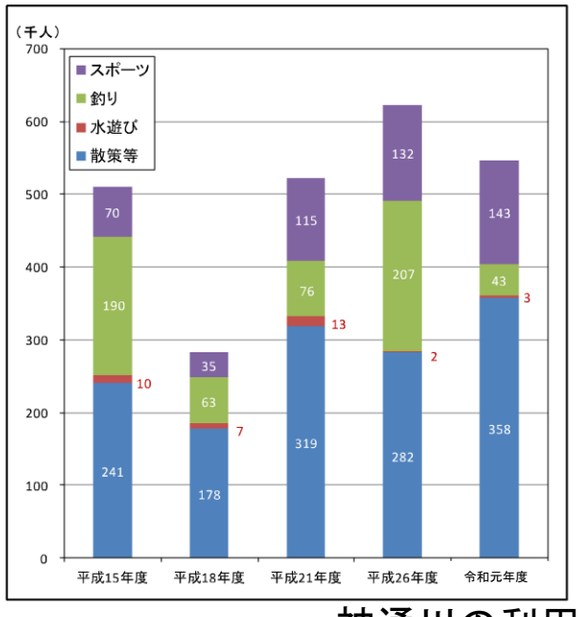

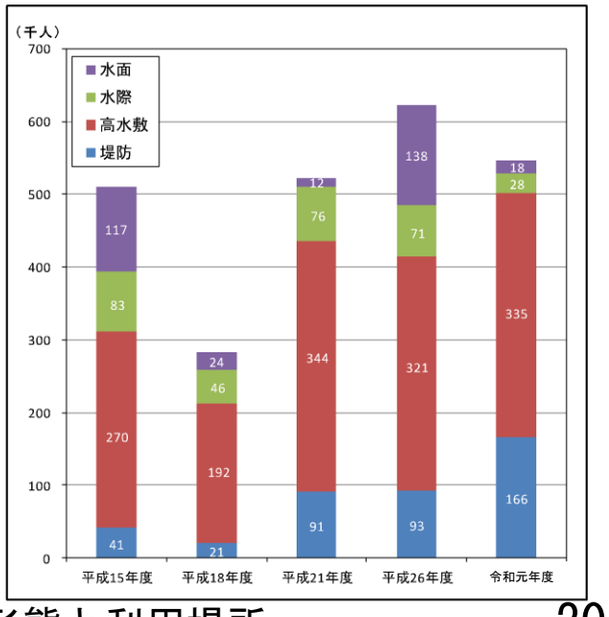

神通川の利用形態と利用場所

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　①河川の巡視及び点検、河川管理施設等の維持管理

■河川管理施設の機能を適切に維持するため、堤防除草、施設点検、河川巡視等を定期的に実施している。（図3.4.1）
■出水期前には水文観測所の点検、沿川自治体や自治会とともに重要水防箇所の点検を実施している。（図3.4.2）

[堤防除草・河川管理施設の点検・河川巡視(図3.4.1)]

堤防除草

施設点検

河川巡視（夜間パトロール）

河川巡視（定期パトロール）

[出水期前の点検(図3.4.2)]

水位観測所の点検（神通大橋）

重要水防箇所の点検

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　②河川の調査

■神通川河口部における洪水時の河床土砂動態を解明するため、各種計器により河川水位や河床変動のモニタリングを実施している。（図3.4.3、図3.4.4、図3.4.5）

[河口調査　位置図(図3.4.3)]

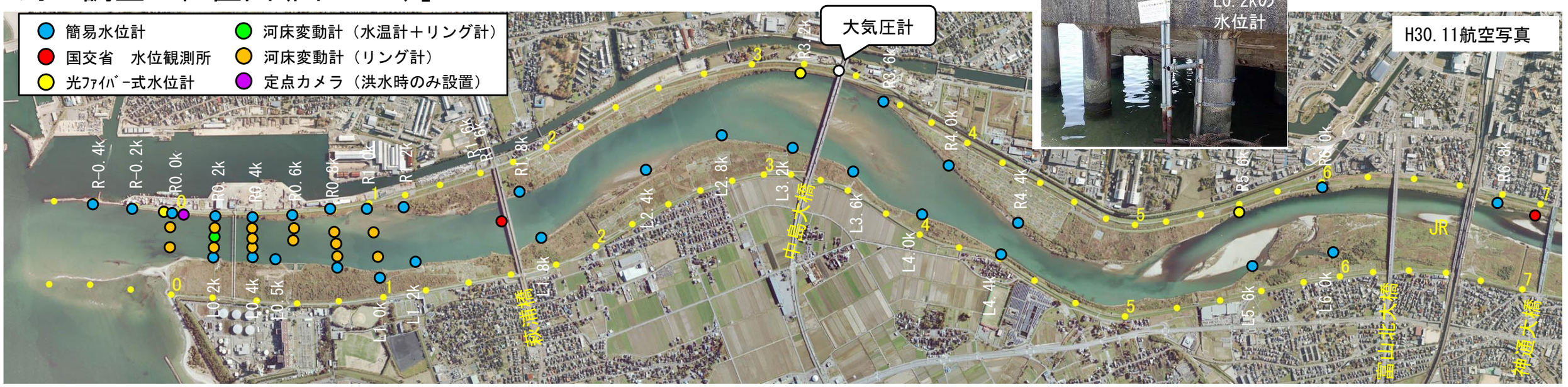

[調査項目(図3.4.4)]

調査項目	観測手法	実施数（R4）
河川水位観測	簡易水位計による縦断水位観測	水位計を31箇所（大気圧1箇所含む）設置
河口モニタリング	ビデオカメラによる洪水時流況及び波浪状況のモニタリング	洪水時にビデオカメラで撮影
河床変動モニタリング	水温式、リング式による洪水中の河床変動観測	水温計1箇所 リング計15箇所
地形測量	洪水前後に水面下の3次元測量、縦横断測量	

[河床変動計の設置イメージ(図3.4.5)]

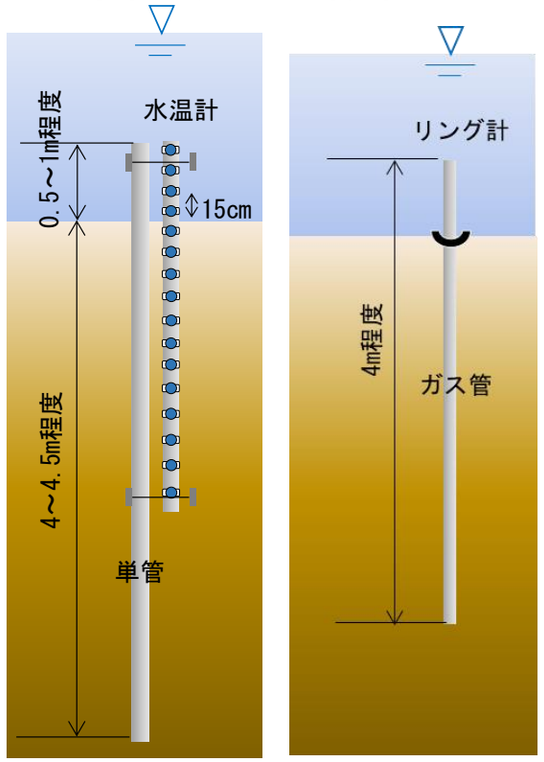

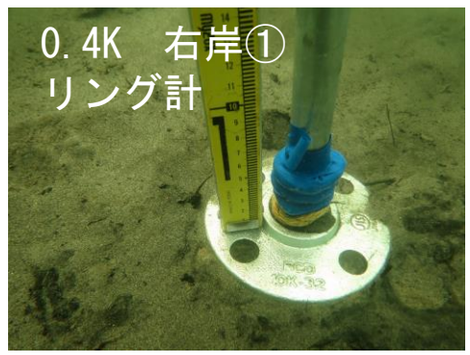

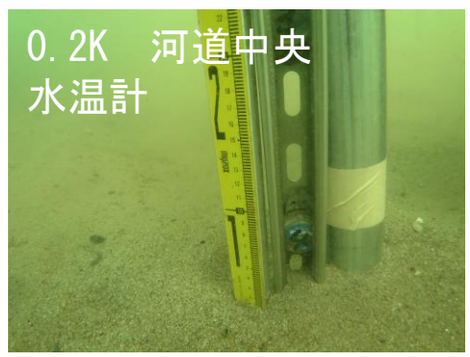

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　③河道内樹木の管理

■河川巡視や流下能力に影響を与える河道内樹木は、有識者の意見を踏まえて環境に配慮しつつ、樹木伐採を実施している。(図3.4.6、図3.4.7)
■樹木伐採後は、処分費の節減と資源の有効利用を目的として伐採木の無償を実施している。(図3.4.8)

[樹木伐採及び河道掘削の標準断面図　(図3.4.6)]

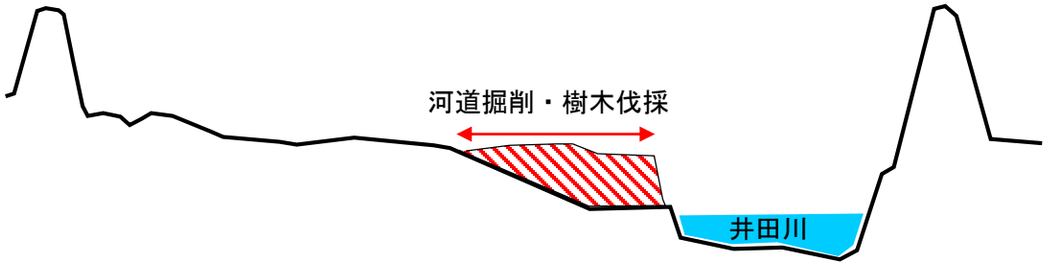

[樹木伐採等の実施前後の状況(図3.4.7)]

対策前

対策後

[伐採木の無償配布(図3.4.8)]

令和4年6月12日に、福居地先成子大橋（右岸）上流の河川敷内において伐採した樹木の約1600本を無償提供を行った。

国土交通省 北陸地方整備局
富山河川国道事務所
Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料
令和４年６月１日
配布：県政記者クラブ
扱い：配布後解禁

神通川で伐採木の無償提供実施

富山河川国道事務所では、洪水の流れを妨げたり、河川巡視時に支障となる樹木を計画的に伐採しています。
今回、神通川の河川敷内で伐採した樹木を無償で提供します。薪燃料や園芸用等、自家消費に使用される方を対象とします。販売等の営利目的の方はご遠慮下さい。事前の申込みは不要です。

【注意事項】
1. 申し込みの必要はありません。配布開始時間になりましたら、現地係員の指示に従ってください。
ただし、多くの方が持ち帰れるよう、持ち帰り量は1回あたり30本までとします。

○伐採木の提供場所

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　④洪水氾濫に備えた社会全体での対応

■雨量・水位情報やリアルタイム映像の情報を提供することにより、住民等の避難や水防管理者による水防活動を支援している。（図3.4.9）
■任意の堤防決壊地点で氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーション（浸水ナビ）や、発生頻度別の浸水想定区域図（多段階の浸水リスク情報）を公表している。（図3.4.10）
■タイムラインの作成支援や水防工法研修会の開催、防災教育を行っている。（図3.4.11、図3.4.12 、図3.4.13）

［雨量・水位情報の提供（図3.4.9）］

雨量・水位情報の提供
（川の防災情報）

［災害リスクの情報の評価・共有の実施状況（図3.4.10）］

浸水ナビ
（地点別浸水シミュレーション検索システム）

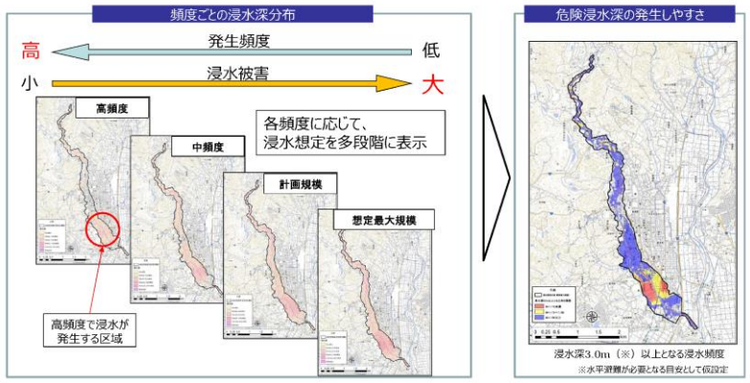

多段階な浸水リスク情報
（水害リスクマップのイメージ）

［防災行動計画（タイムライン）（図3.4.11）］

逃げキッド（マイタイムライン検討ツール）等

［水防技術の研鑽（図3.4.12）］

水防工法研修会
積み土のう工

［防災教育（図3.4.13）］

富山市立大沢野小学校での
実施状況（H30.1）

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組 ⑤河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、⑥河川環境の整備と保全

■神通川では複数の環境基準点を設けて水質調査を継続的に実施しており、各地点の水質（BOD）は年間を通じて環境基準を満たしている。また、水質事故に備えて、初動対応の訓練を実施している。(図3.4.14、 図3.4.15、図3.4.16)
■神通川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）は平成14年以降満足している。 (図3.4.17)
■小学生が河川環境等を学べるように水生生物調査や水質調査を通じて支援している。 (図3.4.18)

[水質調査実施箇所(図3.4.14)]

[水質事故対応訓練(図3.4.16)]

水質汚濁対策連絡協議会での
水質事故対応訓練
（令和元年11月5日の実施状況）

[流況(図3.4.17)]

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下回らない流量
平水流量：1年を通じて185日はこれを下回らない流量
低水流量：1年を通じて275日はこれを下回らない流量
渇水流量：1年を通じて355日はこれを下回らない流量

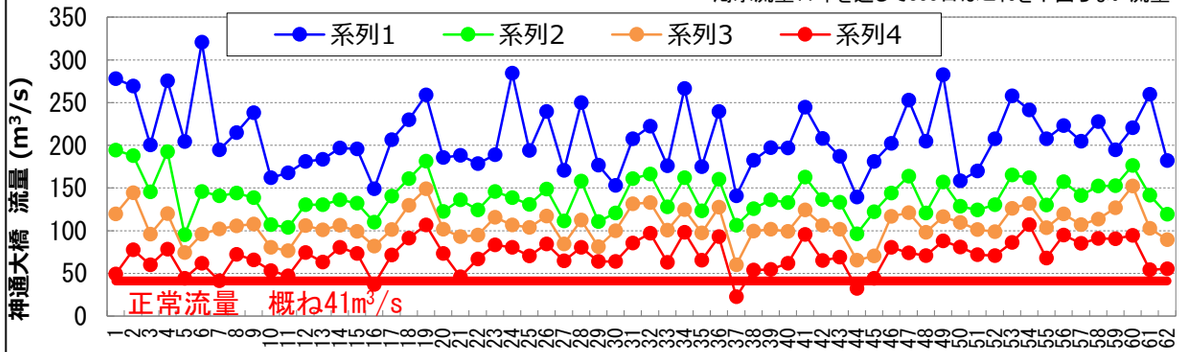

[水質(BOD) (図3.4.15)]

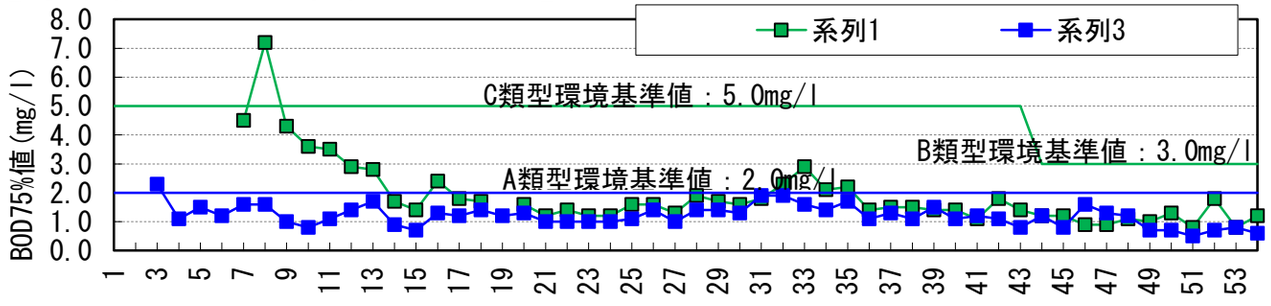

神通川のBOD75%値の経年変化

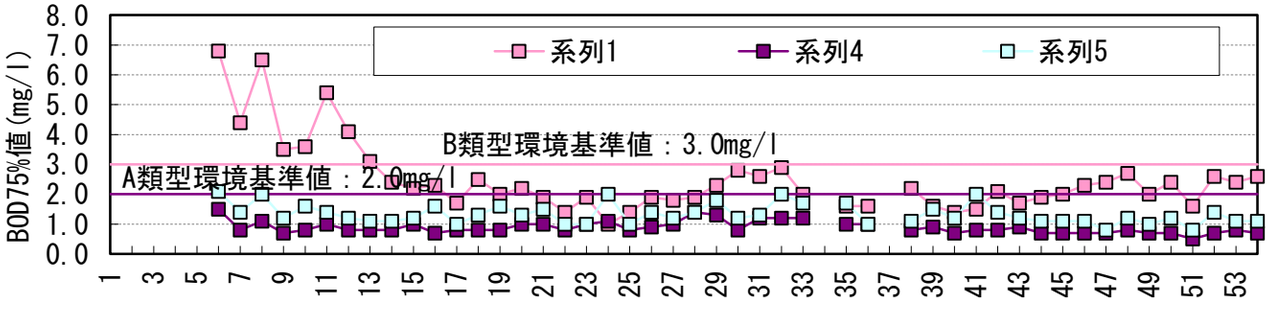

井田川・熊野川のBOD75%値の経年変化

[水生生物調査(図3.4.18)]

小学生による水生生物調査（令和3年7月1日の実施状況）

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　⑥河川環境の整備と保全

■河川水辺の国勢調査により、重要種が経年的に確認されており、最新の調査では、重要種として魚類11種、底生動物18種、植物8種、陸上昆虫類21種、鳥類21種、両生類・爬虫類・哺乳類4種が確認されている。(図3.4.19)
■NPO、研究機関、漁協、河川管理者（国・県）と「神通川自然再生懇談会」を開催し、自然再生についての意見交換を実施している。また、地元大学生が幼魚の生育・生息場の整備を通じて環境教育や自然に親しむ場の提供を行っている。(図3.4.20)

[河川環境のモニタリング（図3.4.19）]

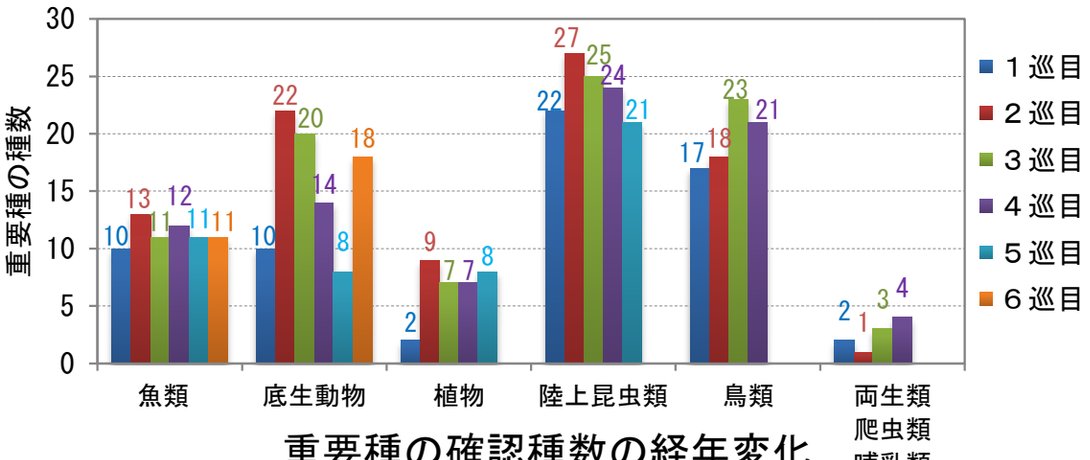

重要種の確認種数の経年変化

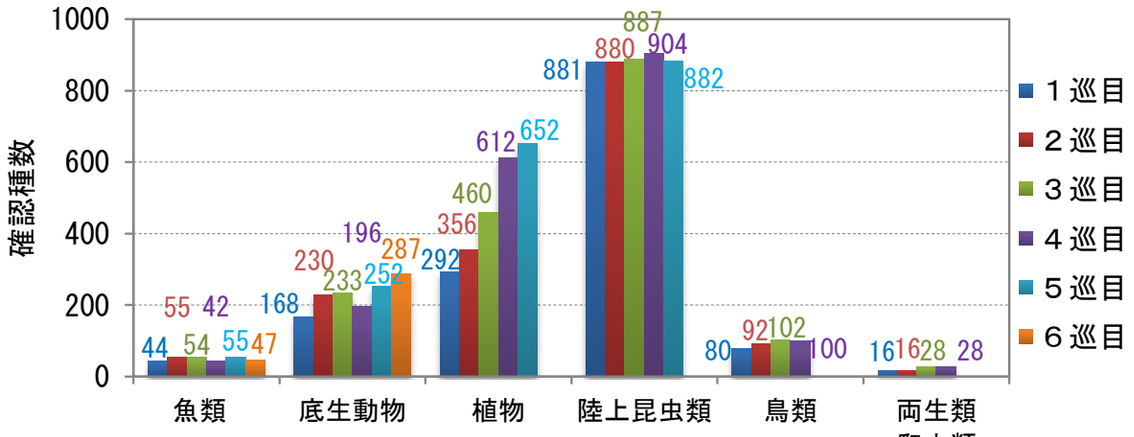

重要種以外を含む確認種数の経年変化

	魚類	底生動物	植物	陸上昆虫類等	鳥類	両生類・爬虫類・哺乳類
1巡目	H7	H7	H4	H5	H3～4	H6
2巡目	H12	H12	H9	H10	H8	H11
3巡目	H17	H17	H14	H15	H13	H16
4巡目	H22	H21	H19	H20	H24	H25
5巡目	H27	H26	H29	H30		
6巡目	R2	H31(R1)				

[地域住民・市民団体等と連携した取り組み(図3.4.20)]

神通川自然再生懇談会

幼魚の生育・生息場の整備
（NPO、大学、研究機関、漁協、河川管理者等）

3. 河川整備の実施に関する事項の進捗状況

（４）河川の維持管理に関する取組　⑥河川環境の整備と保全

■河川へのゴミの不法投棄の実情を周知し、不法投棄の抑制に繋がることを目的として、毎年、川ゴミマップを作成し、ホームページに公表している。(図3.4.21)
■良好な河川空間の保全を図るため、令和元年（2019年）7月に、神通川桜づつみ緑地などの河川空間の現状について、利用者の視点から満足度を評価する「川の通信簿」を実施。(図3.4.22)
■富山県内に住む小学生を対象に、川への親しみを持ってもらうとともに、故郷の川の将来について考える機会を設けることを目的とした「川の絵画コンクール」を毎年開催しているほか、環境教育への支援を実施。(図3.4.23)

[河川ごみマップの作成と公表
(図3.4.21)]

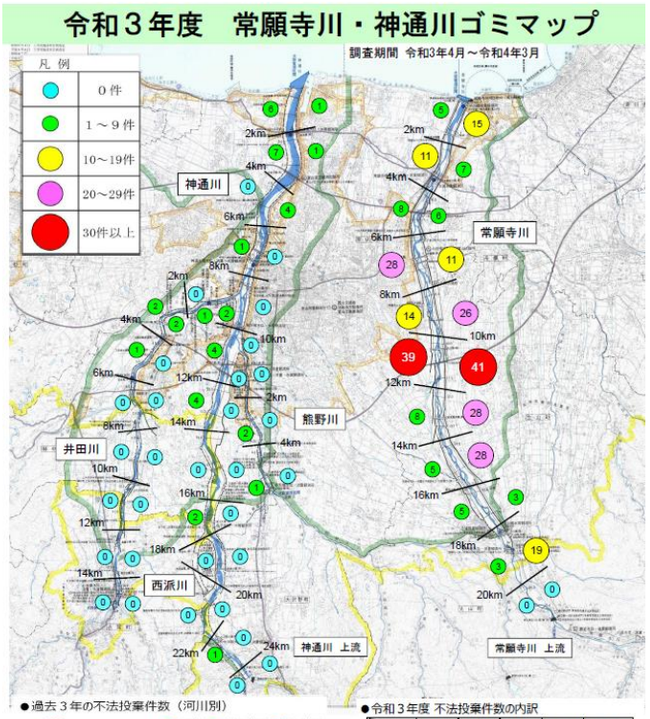

粗大ゴミ（エアコン）

粗大ゴミ（洗濯機）

神通川の悪質なゴミ投棄状況

[川の通信簿
(図3.4.22)]

令和元年7月

[総合学習等支援(図3.4.23)]

環境教育支援（左：出前講座。右：水生生物調査）

川の絵画コンクール

4. 流域の社会情勢等の変化

（１）土地利用、人口・資産等の変化

■神通川流域の関係市町村における総人口は近年減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。 また、氾濫域内人口は約17万人前後である。(図4.1.1)
■神通川流域の関係市町村における製造品出荷額は、増加傾向にある。(図4.1.2)
■富山市では、持続可能な都市を実現するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進しており、令和2年3月には路面電車南北接続事業がその到達点の一つとして完成し、富山駅を中心としたLRTネットワークが形成されている。(図4.1.3)

[人口・世帯数の推移(図4.1.1)] 関係市町村：富山市、南砺市、高山市、飛騨市

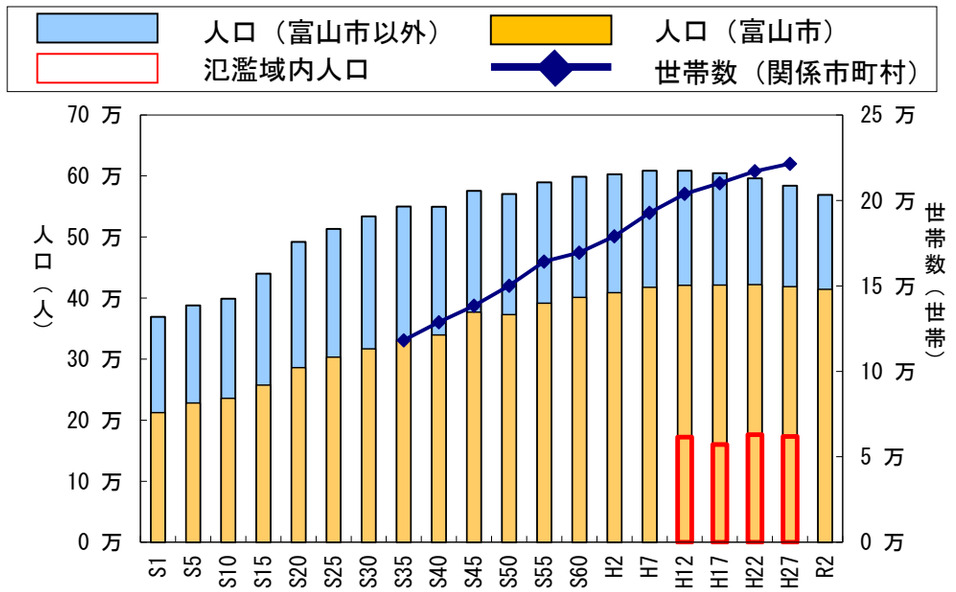

出典：国勢調査（R2は人口速報集計を用いている）

[製造品出荷額等の推移(図4.1.2)]

関係市町村：富山市、南砺市、高山市、飛騨市

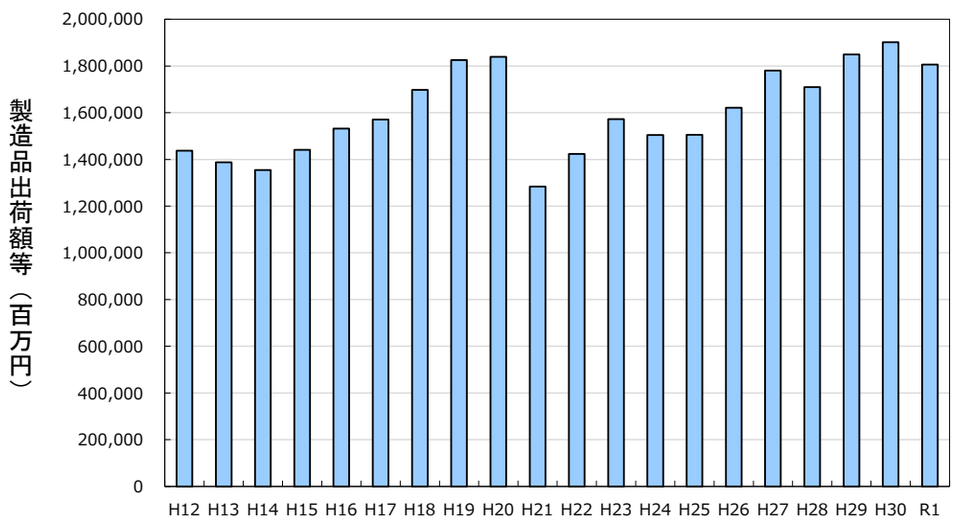

出典：工業統計調査

[富山市のコンパクトなまちづくりの推進(図4.1.3)]

路面電車南北接続事業

コンパクトなまちづくり（富山市）

出典：富山市HP政策ズームアップ

4. 流域の社会情勢等の変化

（２）近年の洪水等による災害の発生状況　①H30.7洪水による被災状況とその後の災害復旧

■平成30年（2018年）7月洪水は、神通大橋観測所において観測史上第2位の水位を記録する洪水となり、神通川の有沢地先で河岸侵食のほか、葛原地先では堤防が約100mに渡り欠損した。（図4.2.1）
■令和2年（2020年）7月洪水では、観測史上第5位の水位を記録する洪水であったが、同地区では被害は発生しなかった。（図4.2.2）

［平成30年（2018年）7月洪水の状況（河岸侵食、堤防欠損状況）（図4.2.1）］

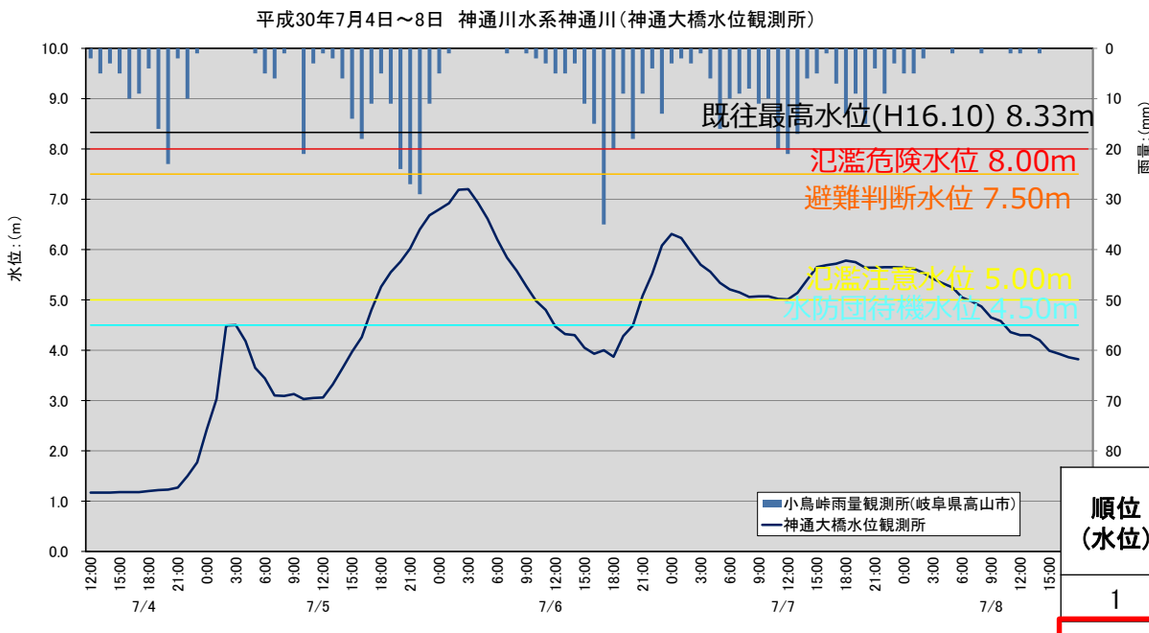

富山市有沢（ありさわ）地先

富山市葛原（つづはら）地先

順位（水位）	年月日	水位(m)	流域平均雨量（mm/2日）
1	平成16年10月21日	8.33	206.3
2	平成30年7月6日	7.20	258.8
3	昭和58年9月28日	7.10	216.3
4	平成18年7月19日	6.71	189.0
5	令和2年7月8日	6.60	168.2

急流河川対策や
災害復旧を実施

［令和2年（2020年）7月洪水の状況（図4.2.2）］

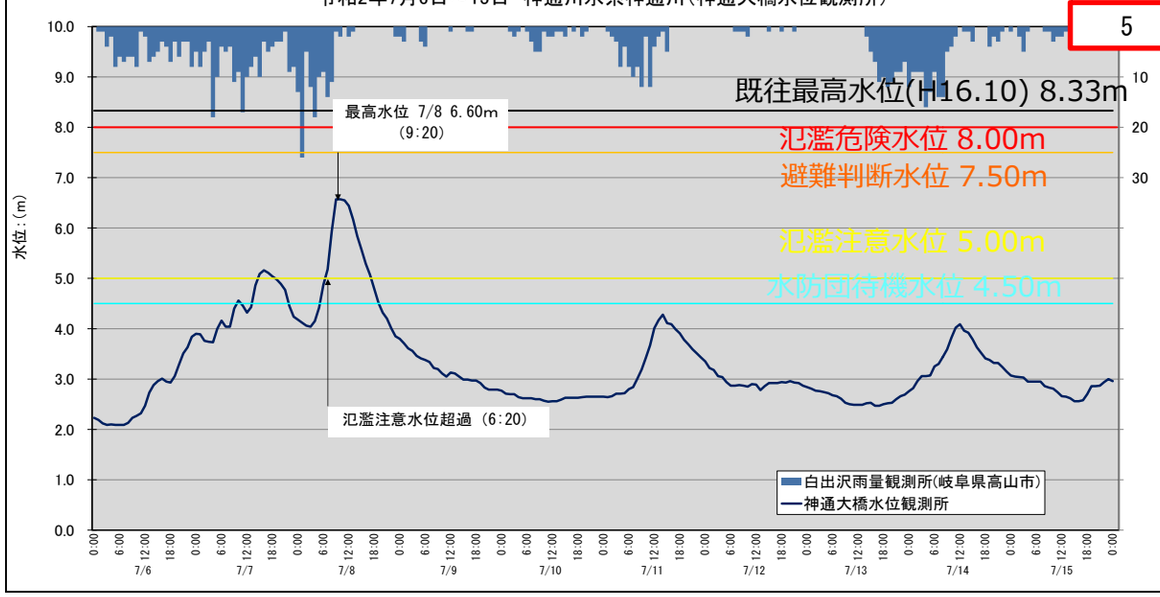

富山市有沢地先

富山市葛原地先

4. 流域の社会情勢等の変化

（３）気候変動による外力の増大、洪水の発生状況　①気候変動による外力増大（全国）

■全国のアメダス地点における時間雨量50mm以上の短時間強雨の発生件数は約30年前の約1.4倍に増加している。（図4.3.1）

[1時間降水量50mm以上の年間発生回数（図4.3.1）]

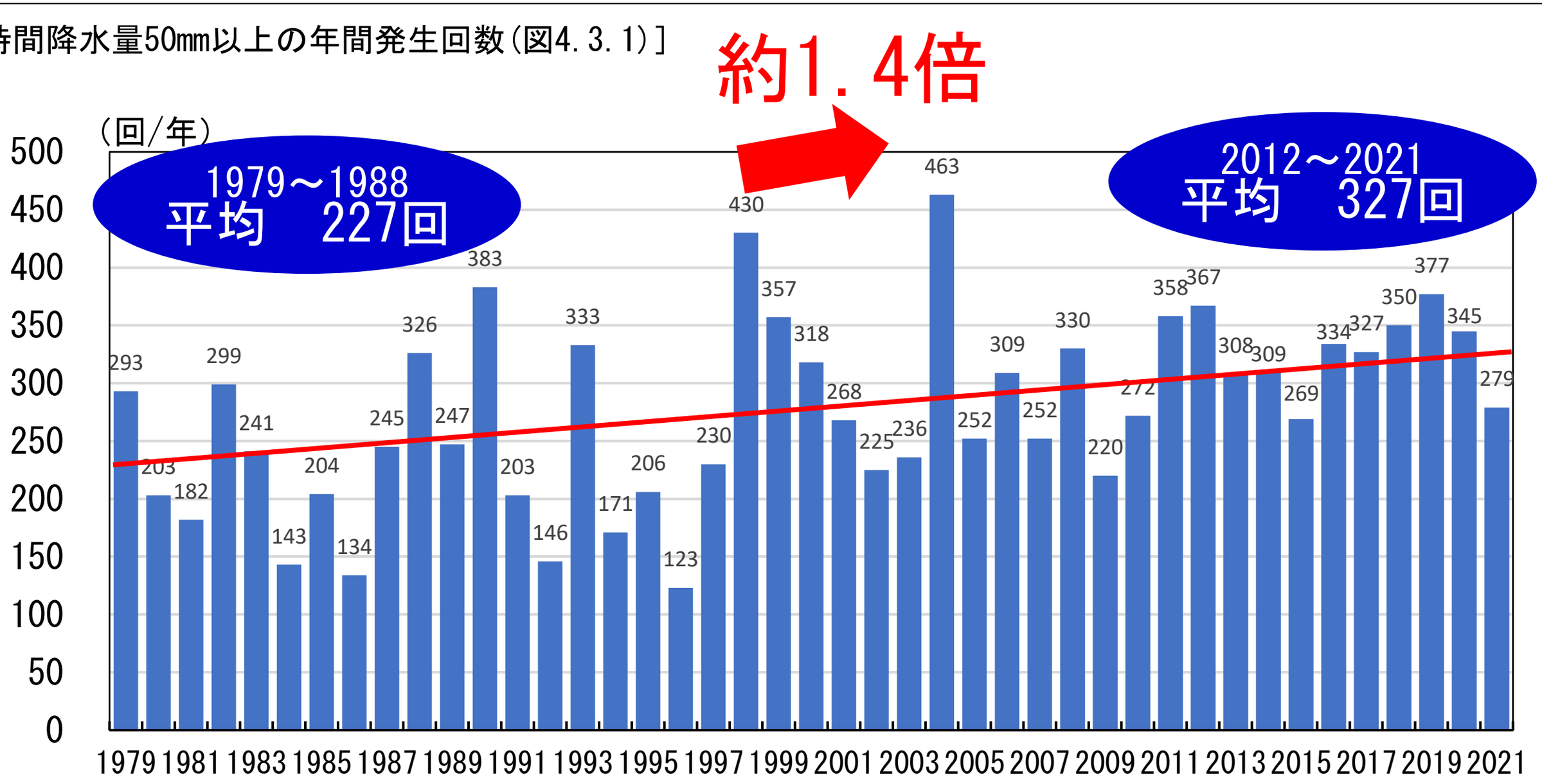

1時間降水量50ｍｍ以上の年間発生回数（アメダス1,300地点あたり）

※気象庁地点気象データより作成
※アメダスの地点数は、1976年当初は約800地点だが、その後増加し、2021年では約1,300地点
　そこで、年による観測地点数の違いの影響を除くために、1,300地点あたりの発生回数に換算して比較

4. 流域の社会情勢等の変化

（３）気候変動による外力の増大、洪水の発生状況　②気候変動による外力増大（富山県、岐阜県）

■富山県のアメダス地点における時間雨量50㎜以上の短時間強雨の発生回数に有意性のある変化はみられないが、時間雨量30㎜以上の短時間強雨の発生件数は、約30年前と比べて約1.1倍に増加している。（図4.3.2、図4.3.3）
■岐阜県のアメダス地点における時間雨量50㎜以上の短時間強雨の発生回数は、約30年前と比べて約1.4倍に増加している。（図4.3.2）

[1時間降水量50㎜以上の年間発生回数(図4.3.2)]

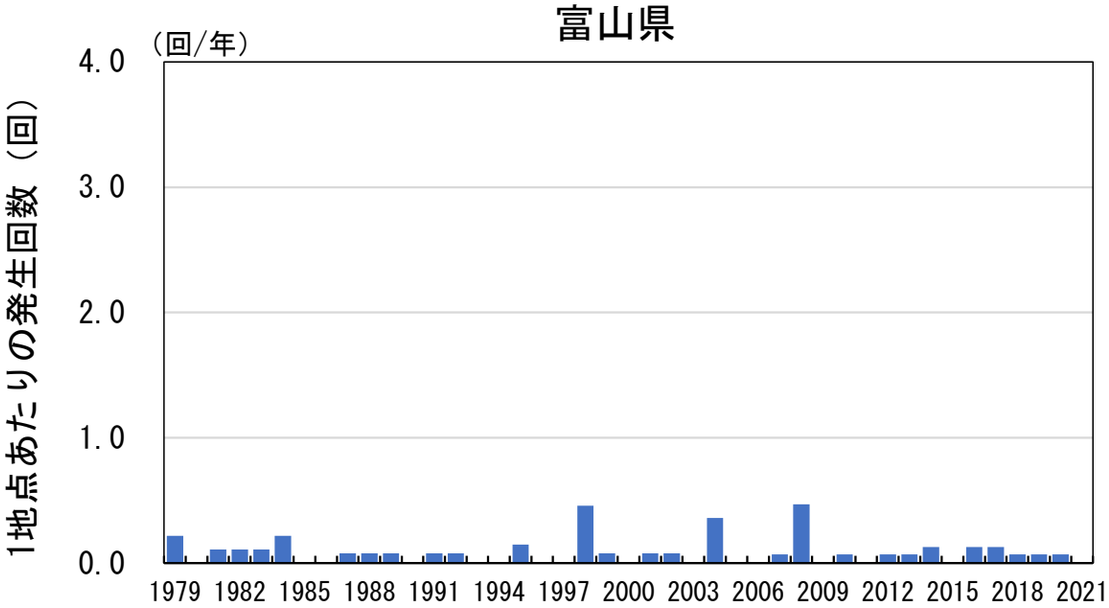

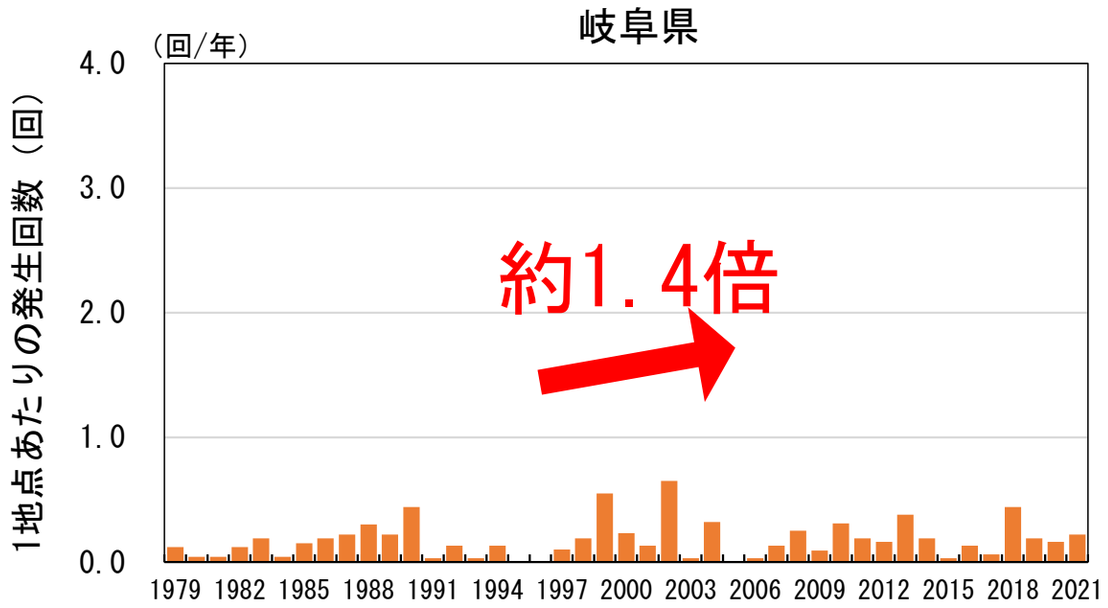

[1時間降水量30㎜以上の年間発生回数(図4.3.3)]

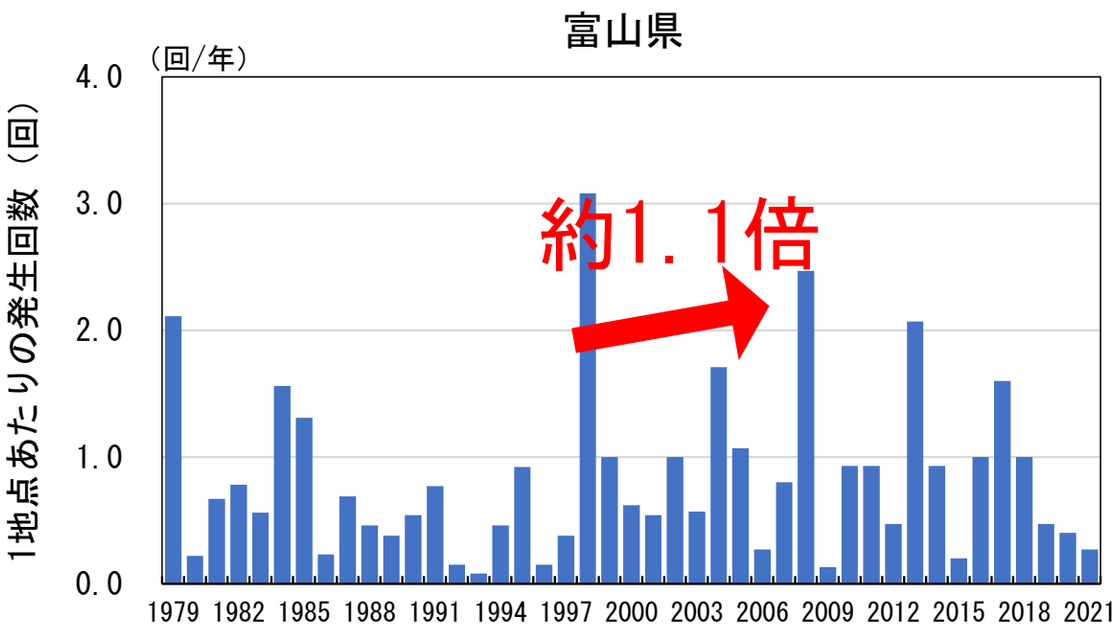

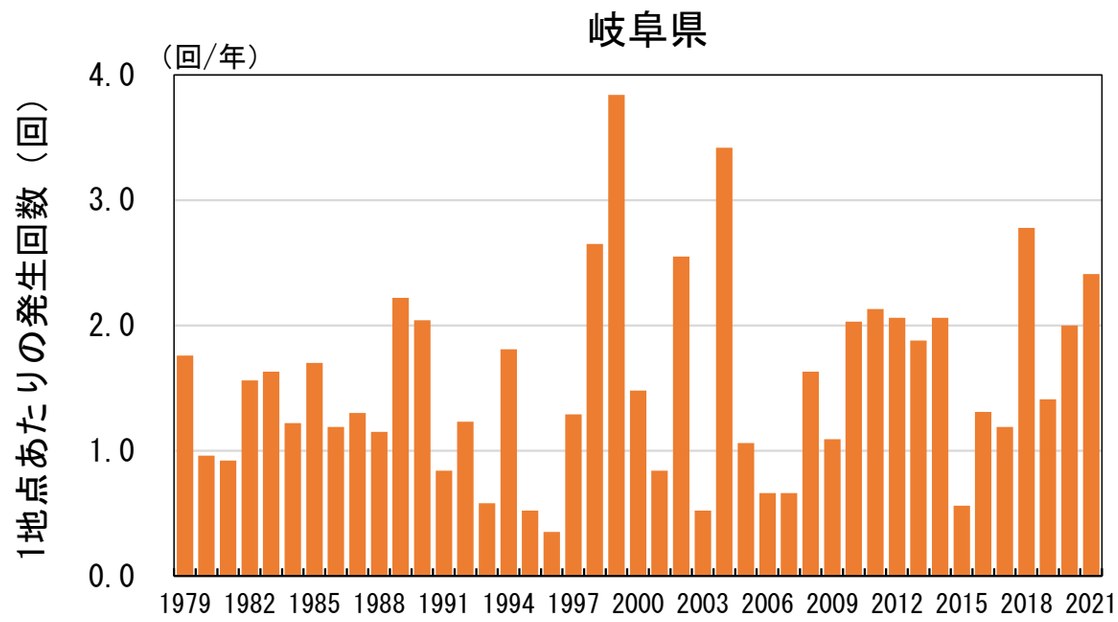

※富山地方気象台及び岐阜地方気象台より提供

4. 流域の社会情勢等の変化

（３）気候変動による外力の増大、洪水の発生状況　③洪水の発生状況

■整備計画策定以降において、整備計画目標流量を上回る洪水は発生しておらず、最大で平成30年7月洪水の4,842m³/sとなっている。（図4.3.4、図4.3.5）
■神通川流域の年最大2日雨量は、平成30年（2018年）7月洪水時に既往第1位の雨量（258.8mm/2日）を記録している。（図4.3.6）

[既往第10位までの主要洪水（図4.3.4）]

順位	年月日	流量 (m³/s)
1	平成16年10月21日	6,413
2	昭和58年9月28日	5,643
3	平成30年7月6日	4,842
4	平成18年7月19日	4,536
5	平成26年8月17日	4,263
6	令和2年7月8日	4,166
7	昭和47年7月13日	4,085
8	昭和33年7月26日	3,896
9	平成11年9月15日	3,719
10	昭和36年6月27日	3,633

[洪水発生状況（神通大橋地点の年最大流量）（図4.3.5）]

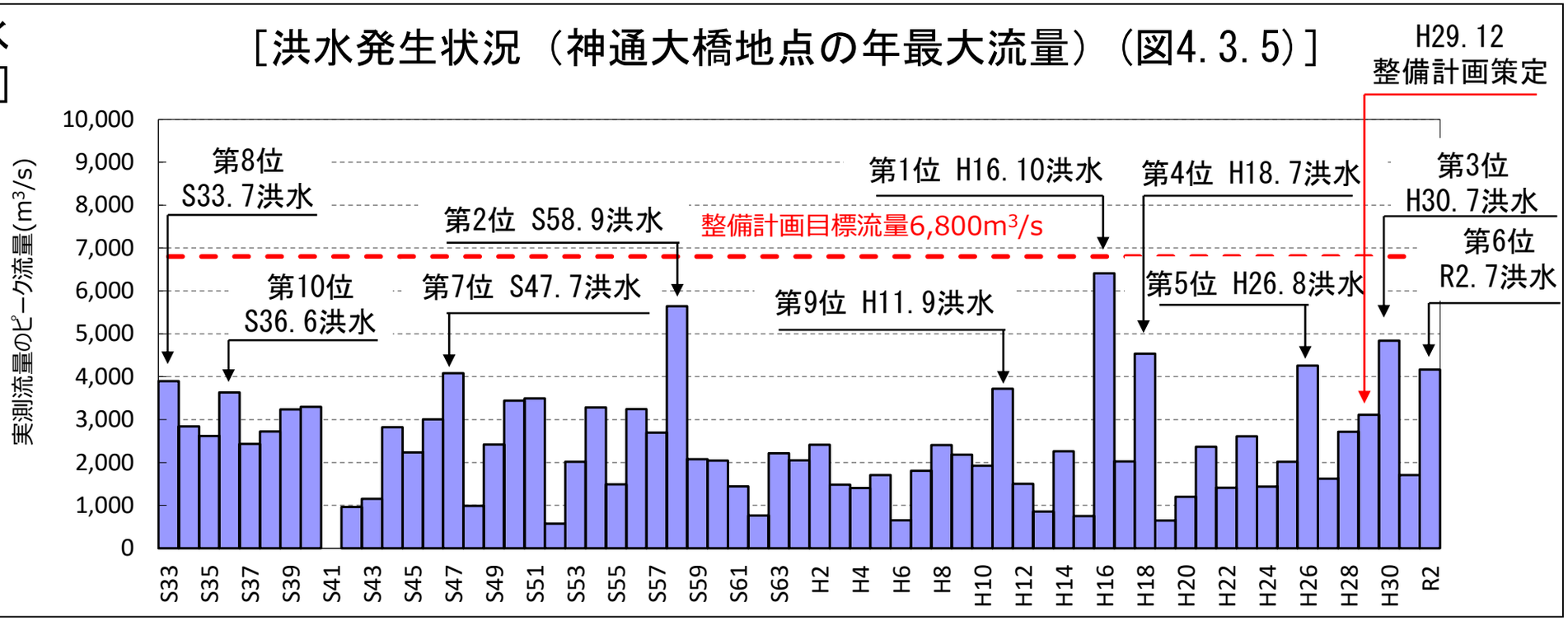

[神通川流域の年最大2日雨量(図4.3.6)]

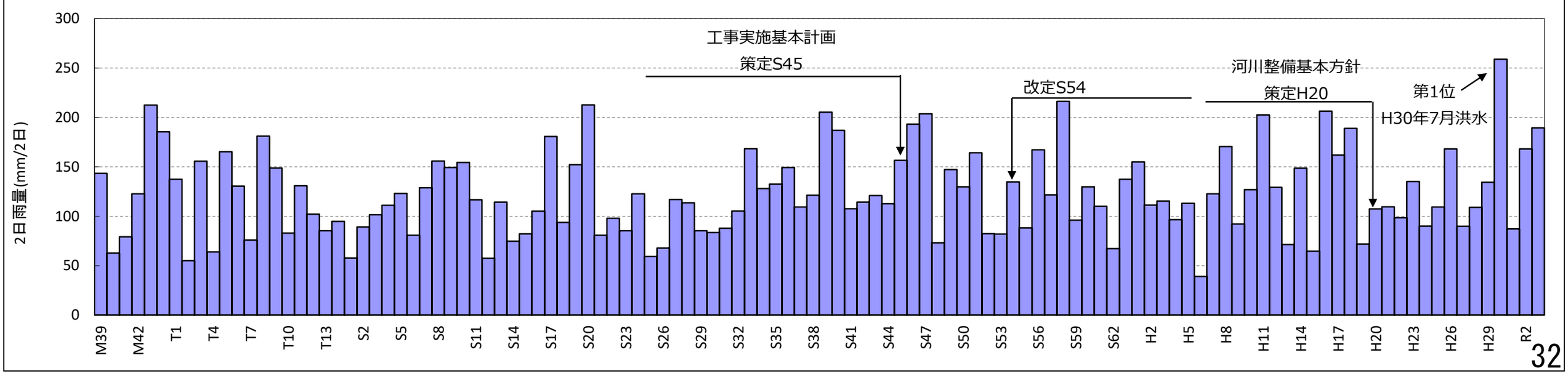

5. 地域の意向

（１）地域の要望事項及び地域との連携

- 昭和46年12月に富山市、立山町、上市町、舟橋村で構成する「神通川水系・常願寺川直轄河川改修規制同盟会」（現：神通川水系・常願寺川直轄河川改修促進期成同盟会）が組織され、毎年、神通川の早期改修について積極的な要望活動が実施。（図5.1.1）
- 近年頻発している激甚な水害や、気候変動による更なる水害の激甚化・頻発化に備えて、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策（＝「流域治水」）を計画的に推進するため、令和2年9月に「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」を設立。（図5.1.2）
- 出水期前には、関係水防機関（国、県、市町村、水防団等）と地域住民が合同で河川巡視を実施。（図5.1.3）

［令和5年度重点事項に関する要望書(図5.1.1)］

令和５年度重点事項に関する

要　望　書

富山市市街地を流れる神通川

神通川水系・常願寺川

直轄河川改修促進期成同盟会

１．神通川水系（井田川・熊野川を含む）
河川改修事業の促進について

神通川は、その水源を岐阜県に発し、県都富山市の市街地を貫流する県内最大の河川であるとともに、河川敷は公園として利用されるなど市民の憩いの場ともなっております。

本河川では、築堤や護岸の整備を進めていただいておりますが、地域の安全な生活基盤を確保するため、今後も、計画断面に満たない堤防や水衝部を始めとした危険箇所における整備が重要であります。

一方、サクラマスをはじめとした魚類の生息環境の保護のため、瀬・淵等の再生などの河川環境整備も進めていただいておりますが、緑豊かな環境や河川と共に育んできた歴史や文化などは、人々の生活に潤いを与えることから、引き続き多様な河川環境の維持・保全を行うことが重要であります。

つきましては、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」として、神通川水系流域治水プロジェクトに基づく、河川の整備促進に格段の配慮を要望いたします。

１．堤防の築堤及び河道掘削による河積の確保等
（特に、有沢・鵜坂地区築堤事業及び牛島地区築堤事業の推進）
２．重要水防箇所の整備
３．河川環境の整備

堤防の被災状況 H30 年 7 月豪雨

有沢・鵜坂地区築堤事業区間及び
牛島地区築堤事業区間

石のかげに潜むサクラマスの幼魚

計画高水位に迫る神通川
H16 年 10 月　台風 23 号

［常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会(図5.1.2)］

［合同河川巡視(図5.1.3）］

6. 河川整備に関する新たな視点

（１）気候変動を踏まえた治水計画　①「流域治水」への転換

■ これまで、大規模氾濫に関する減災対策協議会での取組みにより、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
■ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、この取組をさらに一歩進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

変化

気候変動の影響	社会の動向	技術革新
今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため、整備の加速と、対策手法の充実が必要。	人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。	5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

対策の重要な観点

強靭性	包摂性	持続可能性
甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える	あらゆる主体が協力して対策に取り組む	将来にわたり、継続的に対策に取組、社会や経済を発展させる

これからの対策

気候変動を踏まえた、計画の見直し

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して
流域全体で行う持続可能な治水対策
「流域治水」への転換

6. 河川整備に関する新たな視点

（１）気候変動を踏まえた治水計画　②「流域治水」の考え方

■集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
を総合的かつ多層的に進める。

「流域治水」の施策のイメージ

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大　集水域
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留　河川区域
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす　氾濫域
[国・県・市]
二線堤の整備、
自然堤防の保全

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実　氾濫域
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

6. 河川整備に関する新たな視点

（１）気候変動を踏まえた治水計画　③「神通川水系流域治水プロジェクト」

令和3年3月策定　令和4年3月更新
（富山河川国道事務所）

神通川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～上流・下流が一体となった浸水被害解消のための流域治水対策の推進～

・令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、神通川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
・神通川流域は、富山県の経済・社会の中心地域となっている反面、「我が国屈指の急流河川」であることから、洪水流のエネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防が侵食し、決壊する危険がある。
　また、熊野川合流点付近から下流区間においては、堤防断面が不足するなど流下能力が不足しており、一度氾濫すると氾濫流は拡散して広がり、広範囲に被害がおよぶ等の水害リスクの高い地域である。
・このため、急流河川対策（護岸整備）や堤防整備、河道掘削、調整池整備、砂防、森林整備・治山対策、利水ダムによる事前放流の実施、水田貯留、防災指針策定、洪水等リスクの現地表示やタイムラインといったツールによる水害リスクの周知等を実施する。
・これらの取り組みにより、国管理区間においては、戦後最大の平成16年洪水と同規模の洪水が発生しても家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。

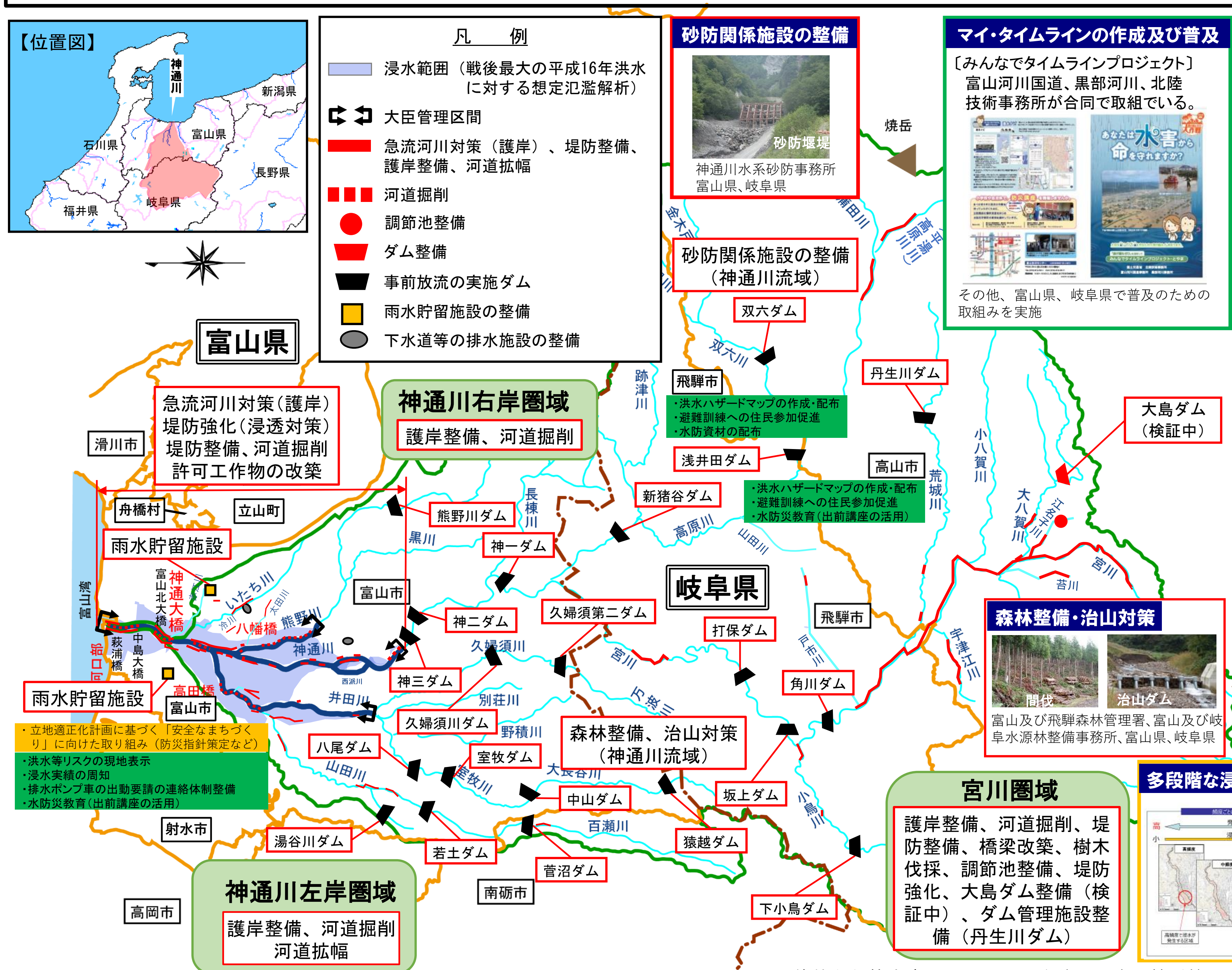

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・急流河川対策（護岸）、堤防整備、堤防強化（浸透対策）、河道掘削、許可工作物の改築、護岸整備、河道拡幅、樹木伐採、橋梁改築、調節池整備、大島ダム整備（検証中）、霞堤の保全
・砂防関係施設の整備
・森林整備、治山対策
・雨水貯留施設の整備、下水道等の排水施設の整備
・利水ダム等21ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
（関係者：国、富山県、岐阜県、北陸電力(株)、関西電力(株) 等）
・準用河川の河道拡幅
・水田貯留

■被害対象を減少させるための対策

・立地適正化計画に基づく「安全なまちづくり」に向けた取り組み（防災指針策定など）
・多段階な浸水リスク情報の充実

■被害の軽減、早急復旧・復興のための対策

・洪水等リスクの現地表示、浸水実績の周知
・洪水ハザードマップの作成・配布
・避難訓練への住民参加促進、水防資材の配布
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制整備
・水防災教育（出前講座の活用）、マイ・タイムラインの作成及び普及
・要配慮者利用施設避難確保計画の作成及び支援
・広域避難計画の検討
・土砂災害警戒区域等の指定・周知
・水位計・監視カメラの活用
・水害リスク空白域の解消

多段階な浸水リスク情報の充実

堤防整備（富山市街地重点防御築堤事業）

富山市街地を洪水氾濫から守るため、堤防のかさ上げ、拡幅などの河川改修を重点的に実施

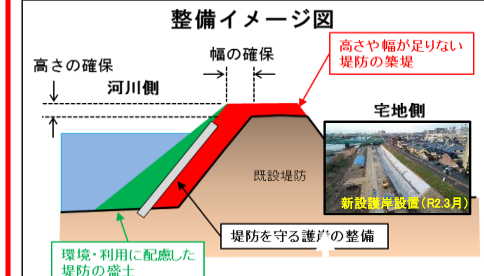

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※岐阜県内の令和2年7月豪雨災害による被災箇所における対策については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

7. 河川整備計画の点検の結果

河川整備の実施

[河川整備の実施に関する事項の進捗状況]
■河川整備計画策定以降、堤防整備、河道掘削、急流河川対策、堤防の浸透対策を実施している。
■令和4(2022)年度末（予定）の大臣管理区間において堤防が必要な延長に対する計画断面堤防の堤防整備状況は策定時の59.8%から約72%まで向上した。
■神通川では、サクラマスなど多様な動植物が生息・生育・繁殖しやすい環境への再生を目的として、サクラマスの成魚の多くが産卵前の夏場を過ごす神通川中流部や支川において、「隠れ場」、「幼魚の生息場」の整備を行う自然再生事業を実施している。
⇒現計画に基づく整備は着実に進行。自然再生事業の効果については検討が必要。

[流域の社会情勢等の変化]
■神通川流域の関係市町村における総人口は近年減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。
■富山市では、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進している。富山駅を中心としたLRTネットワークが形成されている。
■整備計画策定以降において、整備計画目標流量を上回る洪水は発生していない。
⇒計画の見直しが必要となる社会情勢等の変化はない。

[河川整備に関する新たな視点]
■全国的な洪水の激甚化や気候変動による影響等を踏まえ、流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する治水対策「流域治水」へ転換。令和3年3月に神通川水系流域治水プロジェクトを公表。
⇒河川区域内で行う河川整備内容に変更はない。

[点検結果]
引き続き、現計画に基づき、河川整備を実施していく。
併せて気候変動等に伴う基本方針、整備計画の見直しに関する検討を行っていく。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

［洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項］

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
洪水等による災害の発生の防止又は軽減（洪水対策）	堤防の整備・河道掘削	・堤防整備の実施状況 ⇒整備計画内容に対する整備状況は約42%（R4年度末予定） 【完了箇所】左岸3.9k～5.5k（田刈屋地区）、15.2k～16.0k（成子地区）、6.8k～10.4k（安野屋地区） ・河道掘削の実施状況 ⇒神通川下流部において、河道掘削を実施している。	・堤防高不足箇所の整備を優先させ、引き続き目標に対する事業を推進する。 ・引き続き目標に対する事業を推進する。
	急流河川対策	・急流河川対策の実施状況 ⇒整備計画内容に対する整備状況は、約29%（R4年度末予定） 【完了箇所】左岸7.7k～8.1k（五福地区）、左岸9.9k～10.1k（添島地区）、左岸15.2k～16.0k、17.1k～17.5k（成子地区）、右岸10.1k～10.4k（安野屋地区）	・背後地のダメージポテンシャルが大きく、緊急性の高い箇所から対策を実施。 ・引き続き目標に対する事業を推進する。
	堤防の浸透対策	・堤防の浸透対策の実施状況 ⇒整備計画内容に対する整備状況は約56%（R4年度末予定） 【完了箇所】左岸4.4k～5.7k（田刈屋地区）、15.2k～16.0k（成子地区）、右岸7.0k～9.3k（安野屋地区）	・引き続き目標に対する事業を推進する。
	許可工作物の改築	・許可工作物の改築の実施状況 ⇒令和10年以降に実施予定。	・点検等を行いながら、必要に応じて対策を実施する。
	地震・津波対策	・地震・津波対策の実施状況 ⇒整備計画策定後、現在までの整備箇所について、耐震対策の必要箇所はない。	・必要に応じて、津波対策の検討を実施し、対策の必要性を検証する。
	内水対策	・内水対策の実施状況 ⇒令和元年10月洪水等において、井田川沿川で発生した内水氾濫に対し、富山市の要請を受け、排水ポンプ車および照明車を出動させ、浸水被害の軽減を図っている。	・引き続き自治体からの要請により必要な支援を実施する。
	施設の能力を上回る洪水を想定した対策等	・施設の能力を上回る洪水を想定した対策等の実施状況 ⇒水防備蓄ブロック等の備蓄や排水ポンプ車等災害対策車両の整備を行っている。 ⇒水防災意識社会の再構築に向けた取組を実施している。	・引き続き災害時対応の事前準備等や発災時を想定した対応を実施する。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

［河川環境の整備と保全に関する取組］

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
河川環境の整備と保全	多自然川づくり	・多自然川づくりの実施状況 ⇒樹木伐採（止まり木の確保）や河道掘削（冠水頻度等）実施時に環境に配慮し対策を実施。	・引き続き、動植物の生息、生育、繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に配慮した河川整備を実施する。
	工事による環境影響の軽減等	・工事による環境影響の軽減等の実施状況 ⇒河川水辺の国勢調査等の環境調査に基づく保全措置対策や事後調査により影響を把握し、工事による環境への影響を軽減。	・引き続き、工事による環境影響の軽減に努める。
	水域の連続性の確保	・水域の連続性の確保の実施状況 ⇒本川と支川及び流入水路との合流部には落差が生じている箇所もあり、横断的な連続性が確保されていない箇所がある。 　現状で対策を実施した箇所はなし。	・周辺での工事の際には、連続性が確保できるよう配慮するなど、引き続き、水域の連続性の確保に努める。
	自然再生の推進	・自然再生の推進の実施状況 ⇒神通川中流部において「淵の形成（隠れ場の整備）」や「多自然流路の造成（幼魚の生育場）」を整備し、あわせて潜水調査などによるモニタリング調査を実施している。 ⇒神通川上流部や、支川の井田川、熊野川等においても「水中カバーの創出（隠れ場の整備）」、「多自然流路の造成（幼魚の生息場）」、「二極化の改善（多様な流れの創出）」の整備を実施予定。	・引き続き、本川・支川における対策箇所への対応やモニタリングを実施する。 　他機関との連携し生態系ネットワークの整備に努める。
	人と河川との豊かなふれあいの確保	・人と河川との豊かなふれあいの確保の実施状況 ⇒河川が日頃のレクリエーションや観光の場として活用できるよう、関係機関と調整を図り良好な河川空間を保全している。	・引き続き、関係機関と調整を図り、人と河川との豊かなふれあいの創出・保全に努める。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

［洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項（河川維持等）］

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
洪水等による災害の発生の防止又は軽減（河川維持管理）	河川の巡視及び点検	・河川の巡視及び点検の実施状況 ⇒河川管理施設等の状況把握、河川区域等における違法行為の発見、その他情報収集のため、河川の巡視及び点検を実施している。 ⇒出水期前には堤防点検や、沿川自治体・関係機関とともに重要水防箇所の点検等を実施している。	・引き続き、河川の巡視及び点検を行い、河川の状態の継続的な把握に務める。
	河川の調査	・河川の調査の実施状況 ⇒維持管理計画に基づき、雨量・水位等の水文観測や定期縦横断測量、洪水後調査等を実施している。	・引き続き、適切な調査を行い、河川の状態を適切に把握する。
	河道の維持管理	・河道の維持管理の実施状況 ⇒維持管理計画に基づき、河川の巡視等を行い、顕著な土砂堆積や局所洗掘状況を把握し、堆積土砂の除去等を実施している。	・引き続き、適切な河道の維持管理を実施する。
	河道内樹木の管理	・河道内樹木の管理の実施状況 ⇒樹木群の治水影響や環境機能を考慮しながら計画的に樹木伐採を実施。 ⇒処分費の節減と資源の有効利用を目的として伐採木を無償で提供している。	・引き続き、計画的に樹木伐採を実施し、適切な樹木管理に努める。
	流木等の処理	・流木等の処理の実施状況 ⇒富山県流木対策連絡会議を通じて情報共有を図っている。	・引き続き、関係機関との連携による流木対策を推進する。
	河川管理施設の維持管理	・河川管理施設の維持管理の実施状況 ⇒維持管理計画に基づき、堤防や護岸の補修、河川管理施設等の維持管理を実施している。	・引き続き、適切な維持管理を実施する。
	地震・津波対策	・地震・津波対策の実施状況 ⇒関係機関と合同で地震・津波想定した訓練を実施している。	・引き続き、定期的に訓練を実施し、非常時に備える

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

[洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項（河川維持等）]

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
洪水等による災害の発生の防止又は軽減（河川維持管理）	霞堤の機能維持・保全	・霞堤の機能維持・保全の実施状況 ⇒維持管理計画に基づき、点検等を実施し現有の機能を維持している。	・引き続き河川巡視を行い、霞堤の状態の継続的な把握を実施する。 　航空レーザー測量成果などを用いて霞堤の機能について検証する。
	堤防決壊時の被害軽減対策	・堤防決壊時の被害軽減対策の実施状況 ⇒災害時に関係機関と連携が図れるよう情報伝達演習や報道機関との意見交換会を実施している。 ⇒令和元年10月の台風19号災害等において、TEC-FORCEによる支援を実施した。	・引き続き、各機関と連携を図り災害発生時には被害軽減対策を行うと共に、支援体制について、より一層の強化を図る。
	災害リスクの情報の評価・共有	・災害リスクの情報の評価・共有の実施状況 ⇒想定最大規模の洪水浸水想定区域図を公表した。 ⇒多段階浸水想定区域図（水害リスクマップ）を公表した。	・引き続き、各種災害リスク情報の評価・共有を行う。 ・流域治水を推進する上で、まちづくり・地域づくりの促進等を図る上でも各機関と情報を共有し取り組んでいく。
	洪水氾濫に備えた社会全体での対応	・洪水氾濫に備えた社会全体での対応の実施状況 ⇒「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「流域治水プロジェクト協議会」を通じて、都道府県や市町村等と連携してハード・ソフト対策の充実等に取り組んでいる。 ⇒雨量・水位情報の提供により、水防活動や警戒避難活動を支援。 ⇒洪水浸水想定区域図の公表や流域住民の方へマイ・タイムラインの作成について情報発信を行っている。 ⇒流域の学生を対象に防災教育等を実施し、川の特性や避難に関する意識向上を図っている。	・引き続き、各種情報提供や支援を行い洪水氾濫への備えの充実化を図る。
	気候変動の影響のモニタリング	・気候変動の影響のモニタリングの実施状況 ⇒流域の降水量の変化や洪水時の流量のモニタリングを実施。	・引き続き、各種モニタリングを実施する。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

［河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項］

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	流況等のモニタリング	・流況等のモニタリングの実施状況 ⇒近年渇水は発生しておらず、渇水流量はおおむね正常流量（41㎥/s）を満足している。	・引き続き、流況等のモニタリングを実施する。
	渇水時における対応	・渇水時における対応状況 ⇒渇水は発生しておらず、神通川渇水情報連絡会は開催していない。	・渇水対策が必要になった場合には、神通川渇水情報連絡会において水利使用者等と連携して的確な情報の伝達・共有を行い、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を実施する。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

[河川環境の整備と保全に関する事項]

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
河川環境の整備と保全	河川環境のモニタリング等	・河川環境のモニタリング等の実施状況 ⇒河川水辺の国勢調査により環境の変化をモニタリングしている。	・引き続き、河川環境のモニタリングを実施し、環境の変化や環境特性について継続的に把握する。
	生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理	・生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理の実施状況 ⇒環境に配慮した樹木伐採を実施。 ⇒自然再生懇親会や地元大学などとの協働による取組を実施。	・引き続き、生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理を実施する。
	特定外来生物等の駆除・拡散防止	・特定外来生物等の駆除・拡散防止の実施状況 ⇒特定外来生物等が拡散している傾向はみられない。	・引き続き、外来種の生息・生育実態の把握に努め、流域の関係機関と連携し、適切に対応する。
	水質調査の継続実施等	・水質調査の実施状況 ⇒水質調査地点において、環境基準を満足している。 ⇒緊急時には、県・市町村と連携して水質調査を実施し、要因分析等に協力している。	・引き続き、水質調査を継続的に実施するとともに、関係機関と連携を図り良好な水質維持に努める。
	水質事故時の対応	・水質事故時の対応の実施状況 ⇒富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて情報共有を行っている。 ⇒水質事故に備えて、初動対応の訓練を実施。	・引き続き、水質事故時に関する情報共有を行う。
	良好な河川景観の保全	・良好な河川景観の保全の実施状況 ⇒市街地の堤防整備においては、コンクリートブロック護岸の上に覆土を行い景観に配慮している。また、河川利用者への配慮として堤防勾配を緩やかにするなど河川へのアクセス向上に努めている。	・引き続き、良好な河川景観を保全する取組を実施する。
	河川空間の適正な利用の促進	・河川空間の適正な利用の促進の実施状況 ⇒「富山の川ゴミマップ」等を公表し、ゴミの不法投棄の実情を周知している。 ⇒河川空間を安全に利用頂くため「GW前」「夏休み前」に施設の安全利用施設の点検等を実施。	・引き続き、河川空間の適正な利用を促進する取組を実施する。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

[河川環境の整備と保全に関する事項]

目標	目標に対する実施項目	点検項目と結果	今後の方針
河川環境の整備と保全	地域と連携・協働する河川管理	・地域と連携・協働する河川管理の実施状況 ⇒伐採木の処分費の節減と資源の有効利用を目的として無償で伐採木を地域住民に提供している。	・引き続き、地域と連携・協働する河川管理を実施する。
	総合学習への支援	・総合学習への支援の実施状況 ⇒地元小学生等に対して、環境教育の出前講座や水生生物調査等を支援している。 ⇒川の絵画コンクールを通じてふるさとの川について考えてもらう機会を創出している。	・引き続き、総合学習等への支援を実施する。

【河川整備計画の点検の結果　詳細一覧】

［流域の社会情勢等の変化］

社会情勢の変化	対応状況	今後の方針
・土地利用、人口・資産等の変化	・神通川流域の関係市町村における総人口は近年減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。 ・富山市では、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進している。富山駅を中心としたLRTネットワークが形成されている。 ⇒整備計画の見直しが必要となる社会情勢の変化はない。	・引き続き現計画に基づく整備を着実に進める。
・気候変動による外力の増大、洪水の発生状況	・整備計画策定以降において、整備計画目標流量を上回る洪水は発生しておらず、最大で平成30年（2018年）7月洪水の4,840m3/sとなっている。 ・神通川流域の年最大2日雨量は、平成30年(2018年）7月洪水時に既往第1位の雨量（258.8mm/2日）を記録している。 ⇒整備計画策定以降において、整備計画目標流量を上回る洪水は発生していない。	・引き続き、現計画に基づく整備を着実に進める。 ・併せて気候変動に伴う基本方針、整備計画の見直しに関する検討を行っていく。

［河川整備に関する新たな視点］

河川整備に関する新たな視点	対応状況	今後の方針
・気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について【答申】（令和2年7月）	・流域治水への転換 ⇒常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会を設立。神通川水系流域治水プロジェクトを策定し、令和3年3月に公表。	・流域内のあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する治水対策「流域治水」に取り組む。